

官報

号外 昭和二十六年五月二十四日

○第十四 参議院 會議録 第四十五号

昭和二十六年五月二十三日(水曜日)午前十時三十一分開議

議事日程 第四十四号

昭和二十六年五月二十三日

午前十時開議

第一 国有林野法案(片柳眞吉君外九名発議)

第二 国有林野整備臨時措置法案(片柳眞吉君外九名発議)

第三 食糧の政府買入数量の指示に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 国土調査法案(内閣提出、衆議院送付)

第五 地方自治法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第六 高圧ガス取締法案(内閣提出)

第七 保険業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八 外国保険事業者に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第九 船主相互保険組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十 証券投資信託法案(山本米治君外八名発議)

第十一 北上川開発法案(川村松助君外八名発議)

○議長(佐藤尚武君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

一昨二十一日内閣から、予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

ニツケル製錬事業助成臨時措置法案

通商産業委員会に付託

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、検疫所の支所及び出張所の設置に関し承認を求めるの件

厚生委員会に付託

同日衆議院から、予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを運輸委員会に付託した。

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案(前田郁君外四名提出)

同日議長は、左の予備審査のための内閣送付案を大蔵委員会に付託した。

有価証券の処分の調整等に関する法律の廃止に関する法律案

同日議長は、予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。

第九 船主相互保険組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(佐藤尚武君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

一昨二十一日内閣から、予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

ニツケル製錬事業助成臨時措置法案

通商産業委員会に付託

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、検疫所の支所及び出張所の設置に関し承認を求めるの件

厚生委員会に付託

同日衆議院から、予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを運輸委員会に付託した。

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案(前田郁君外四名提出)

同日議長は、左の予備審査のための内閣送付案を大蔵委員会に付託した。

有価証券の処分の調整等に関する法律の廃止に関する法律案

同日議長は、予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。

同日議長は、予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。

同日議長は、予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。

証券投資信託法案(山本米治君外八名発議)

同日議員から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを建設委員会に付託した。

北上川開発法案(川村松助君外八名発議)

同日衆議院から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

森林法案

森林法施行法案

農漁業協同組合再建整備法の一部を改正する法律案

畜犬競技法案

農林委員会に付託

官庁官給法案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを厚生委員会に付託した。

検疫法案

同日衆議院から左の内閣提出案が回付された。

教育公務員特例法の一部を改正する法律案

同日議長は、予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。

同日可決した左の本院提出案は、即日これを衆議院に送付した。

利根川開発法案

同日可決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

審議会等の整理のための総理府設置法の一部を改正する法律案

審議会等の整理のための農林省設置法の一部を改正する法律案

審議会等の整理のための建設省設置法の一部を改正する法律案

審議会等の整理のための経済安定本部設置法の一部を改正する法律案

審議会等の整理のための厚生省設置法の一部を改正する法律案

審議会等の整理のための国立世論調査所設置法の一部を改正する法律案

審議会等の整理のための地方自治庁設置法の一部を改正する法律案

審議会等の整理のための大蔵省設置法の一部を改正する法律案

審議会等の整理のための通商産業省設置法の一部を改正する法律案

審議会等の整理のための運輸省設置法の一部を改正する法律案

特別調査官設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法の一部を改正する法律案

日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院回付の左の本院提出案に對する衆議院の修正に同意した

旨衆議院に通知した。

出案に對する衆議院の修正に同意した旨衆議院に通知した。

港灣運送事業法案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

國際連合教育科学文化機関憲章を承諾することについて承認を求めるの件

同日衆議院から本院の送付した左の内閣提出案は同院において、これを承認することを議決した旨の通知書を受領した。

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、輸出貨品検査所の出張所の設置に関し承認を求めるの件

同日利根川開発法案につき左の発議者から発議の取消の申出があつた。

同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

港灣運送事業法案

同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

國際連合教育科学文化機関憲章を承諾することについて承認を求めるの件

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、輸出貨品検査所の出張所の設置に関し承認を求めるの件

同日委員長から左の報告書を出した。

同日議長は、予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。

同日議長は、予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。

同日議長は、予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。

同日議長は、予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。

同日議長は、予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。

高圧ガス取締法案修正議決報告書

船主相互保険組合法の一部を改正する法律案可決報告書

外国保険事業者に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

保険業法の一部を改正する法律案可決報告書

昨二十二日内閣から左の答弁書を受領した。

参議院議員油井賢太郎君提出昭和二十五年年度の税金徴収に関する質問に対する答弁書

一昨二十一日議長において、常任委員を左の通り指名した。

内閣委員 齊藤 春次君

法務委員 中山 福蔵君

同日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

法務委員 三輪 貞治君

建設委員 齊藤 武雄君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員 齊藤 武雄君

建設委員 三輪 貞治君

同日内閣官房長官から本院事務総長宛左の通知があつた。

昭和二十六年五月二十一日

内閣官房長官 岡崎 勝男

参議院事務総長近藤英明殿

本日左のとおり発令になりましたので念のために通知致します。

記

平岡 正哉

中原 健次

三宅 清

広島地方専売公社調停委員会委員を委嘱する。

昨二十二日衆議院から、予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを文部委員会に付託した。

民間學術研究機關の助成に関する法律案(若林義孝君外八名提出)

同日議長は、予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。

覚せい剤取締法案(中山壽彦君外四名発議)

同日委員長から左の報告書を出した。

国土調査法案修正議決報告書

地方自治法の一部を改正する法律案可決報告書

国有林野法案可決報告書

国有林野整備臨時措置法案可決報告書

食糧の政府買入数量の指示に関する法律案修正議決報告書

〇議長(佐藤尚武君) これより本日の會議を開きます。

この際、新たに議席に着かれました議員を御紹介いたします。議席第二百十五番、地方選出議員、愛媛県選出、玉柳實君。

〔玉柳實君起立、拍手〕

〇議長(佐藤尚武君) この際、日程第一、国有林野法案、日程第二、国有林

野整備臨時措置法案(いずれも片柳眞吉君外九名発議)、日程第三、食糧の政府買入数量の指示に関する法律案、(内閣提出、衆議院送付)、以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

〇議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めます。農林委員長羽生三七君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

国有林野法案

右の議案を賛成する。

昭和二十六年五月十日

参議者

片柳 眞吉 平沼彌太郎

西山 龜七 岡本 愛祐

白波瀬米吉 岩男 仁蔵

河井 彌八 小笠原三三男

梅津 錦一 千田 正二

参議院議長佐藤尚武殿

国有林野法

目次

第一章 總則(第一條・第二條)

第二章 境界の確定(第三條・第六條)

第三章 貸付、使用及び売却(第七條・第八條)

第四章 部分林(第九條・第十七條)

第一章 總則

(この法律の趣旨)

第一條 国有林野の取得、維持、保存及び運用(以下「管理」といふ。)並びに処分についての国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)の特例は、他の法律に特別の定めがある場合を除く外、この法律の定めるところによる。

(定義)

第二條 この法律において「国有林野」とは、左に掲げるものをいふ。

一 一の所有に属する森林原野であつて、国において森林經營の用に供し、又は供するものと決定し、国有財産法第三條(国有財産の分類及び種類)第二項第四号の企業用財産となつてゐるもの

二 一の所有に属する森林原野であつて、國民の福祉のための考慮に基き森林經營の用に供されなくなり、国有財産法第三條第三項の普通財産となつてゐるもの(同法第四條(定義)第二項の所管機又は同條第三項の所屬替をされたものを除く。)

第三章 境界の確定

(境界確定の協議)

第三條 營林局長は、国有林野の境界が明らかでないため国有林野の管理又は処分が支障があるときは、隣接地所有者に対し、立会場所、期日その他必要な事項を通知して、境界を確定するための協議を求め、通知を受けるべき者の所在が知れないときは、省令で定める手続に従い、当該通知の内容を公告して、これに代ることができる。

2 前項の規定により協議を求められた隣接地所有者は、やむを得ない場合を除き、同項の通知に従い、その場所に立ち会つて境界の確定につき協議しなければならない。

3 第一項の協議がとつた場合には、營林局長及び隣接地所有者は、書面により、確定された境界を明らかにしなければならない。

4 第一項の協議がとつた場合合には、境界を確定するためにいかなる行政上の処分も行われてはならない。

(境界の決定)

第四條 營林局長は、前條第一項の規定により協議を求めた隣接地所有者が立ち会わないため協議することができないときは、当該隣接地の所在する市町村の職員の立会を求めて境界を定めることができる。但し、当該隣接地所有者が正当な事由により立ち会ふことができない場合には、その旨をあらかじめ營林局長に通知したときは、この限りでない。

2 前項の規定により境界を定めた場合には、營林局長は、その定められた境界及びその理由を当該隣接地の知れた所有者その他の権利者に通知するとともにこれを公告しなければならない。

第五條 隣接地の所有者その他の権利者は、前條第一項の規定により營林局長が定めた境界に異議がある場合には、同條第二項の公告の

あつた日から起算して六十日以内に、理由を附して、営林局長に對し、その定めた境界に同意しない旨を通知することができる。

第六條 前條の期間内に第四條第二項の通知を受けた隣接地所有者から前條の規定による通告がなかつた場合には、当該期間満了の時に、境界の確定に關し、その者の同意があつたものとみなす。但し、同條の期間内に当該隣接地のその他の権利者から同條の規定による通告があつたときは、この限りでない。

2 前項の規定により同意があつたものとみなされる場合には、営林局長は、すみやかに、境界が確定した旨を当該隣接地所有者及び当該隣接地の知れたその他の権利者に通知するとともにこれを公告しなければならない。

3 前條の期間内に同條の通告があつた場合には、第三條第四項の規定を適用する。

第三章 貸付、使用及び売却
(國有林野の貸付、売却等)

第七條 第二條第一号の國有林野は、左の各号の一に該當する場合に、貸し付け、又は貸付以外の方法により使用(収益を含む。以下同じ。)させることができる。

一 公用、公共用又は公益事業の用に供するとき。
二 土地收用法(明治三十三年法律第二十九号)その他の法令により他人の土地を使用することができ、その事業の用に供すること。

三 放牧又は採草の用に供するとき。
四 貸し付け、又は使用させる面積が五町歩をこえないとき。

第八條 第二條第二号の國有林野を売り拂ひ、貸し付け、又は使用させようとする場合において、左に掲げる者からその買受、借受又は使用の申請があつたときは、これを他に優先させなければならぬ。

一 当該林野を公用、公共用又は公共事業の用に供する者
二 当該林野を基本財産に充てる地方公共団体

三 当該林野に特別の義務がある者で省令で定めるもの
四 当該林野をその所在する地方の農山漁村の産業の用に供する者

第四章 部分林
(部分林の設定)

第九條 農林大臣は、國有林野について、契約により、國以外の者に造林させ、その収益を國及び造林者が分収するものとすることができ、

(部分林契約の内容)
第十條 前條の契約(以下「部分林契約」という。)においては、左に掲げる事項を定めなければならない。

一 部分林契約の目的たる國有林野(以下「部分林」という。)の所在及び面積
二 当該契約の存続期間
三 植栽(人工下種を含む。以下同じ。)すべき樹種及び本数
四 植栽の期間及び方法

五 手入の方法
六 伐採の時期及び方法
七 収益分収の割合
八 その他必要な事項
(部分木の持分等)

第十一條 部分林につき、部分林契約に基き植栽した樹木(以下「部分木」という。)は、國と造林者との共有とし、その持分は、当該契約に定められた収益分収の割合によるものとする。

2 根株は、國の所有とする。但し、契約をもつて特別の定をすることができ、

3 部分林契約があつた後において天然に生じた樹木であつて、部分木とともに生育させるものとして、営林局長が指定したものは、部分木とみなす。

4 民法(明治二十九年法律第八十九号)第二百五十六條(共有物の分割請求)の規定は、部分木には、適用しない。

(部分林契約の存続期間)
第十二條 部分林契約の存続期間は、八十年をこえることができない。

2 部分林契約は、更新することができる。
(保護義務)
第十三條 造林者は、部分林について、左に掲げる事項を行わなければならない。

一 火災の予防及び消防
二 盗伐、誤伐その他の加害行為の予防及び防止
三 有害動物及び有害植物の駆除及びそのまん延の防止
四 境界標その他の標識の保存

(林産物の採取)
第十四條 造林者は、左に掲げる部分林の林産物を採取することができ、

一 下草、落葉及び落枝
二 木の皮及びきのこ類
三 部分林契約のあつた後において天然に生じた樹木(第十一條第三項の規定により営林局長が指定したものを除く。)

四 植栽後二十年以内において手入のため伐採する部分木
(権利の処分等の制限)

第十五條 造林者は、その権利を担保に供し、又は処分することができない。但し、営林局長の許可を受けた場合は、この限りでない。

第十六條 造林者は、部分林契約の目的以外の目的に部分林を使用してはならない。但し、部分林契約の目的を妨げないとして、営林局長が許可した場合は、この限りでない。

(部分林契約の解除)
第十七條 農林大臣は、左の各号の一に該當する場合には、部分林契約を解除することができる。但し、造林者の責に帰することができない場合は、この限りでない。

一 当該契約に定められた植栽期間の始期から一年を経過しても造林者が植栽に着手しないとき。
二 当該契約に定められた植栽期間が満了しても造林者が植栽を完了していないとき。

三 植栽を終つた後五年を経過しても造林の見込がないとき。
四 造林者が当該契約に定められた植栽、手入又は伐採の方法に従わなかつたとき。

五 造林者が第十三條に掲げる事項の実施を怠つたとき。
六 造林者が前條の規定に違反したとき。
七 造林者がその部分林につき罪を犯したとき。

2 前項の規定により部分林契約を解除した場合には、植栽を終つた樹木は、國の所有に帰する。

3 農林大臣は、國又は公共団体において部分林を公用、公共用又は國の企業若しくは公益事業の用に供する必要を生じたときは、部分林契約を解除することができる。

4 農林大臣は、第一項又は前項の規定により部分林契約を解除しようとするときは、造林者に対し、あらかじめ、理由を附して、その旨を通知し、造林者又はその代理人が公開の聴聞において意見を述べ、且つ、有利な証拠を提出する機会を與えなければならない。

5 第三項の規定により部分林契約を解除した場合には、國有財産法第二十四條第二項及び第二十五條(契約解除の場合の損失補償)の規定を適用する。この場合において、同法第二十四條第二項中「借受人」とあるのは「造林者」と読み替へるものとする。

第五章 共用林野
(共用林野の設定)

第十八條 農林大臣は、國有林野の經營と当該國有林野の所在する地方の市町村の住民の利用とを調整することが土地利用の高度化を図るため必要であると認めるとき

た植栽、手入又は伐採の方法に従わなかつたとき。

は、契約により、当該市町村の住民又は当該市町村内の一定の区域に住所を有する者に対し、これらの者が当該国有林野を左に掲げる用途に共同して使用する権利を取得させることができる。

一 自家用薪炭の原料に用いる枝又は落枝の採取
二 自家用の肥料若しくは飼料又はこれらの原料に用いる落葉又は草の採取
三 自家用薪炭の原木の採取
四 省令で定める林産物の採取
五 耕作に附随して飼養する家畜の放牧

2 前項第三号の規定による権利を取得させる場合は、旧来の慣行その他の特別の事由があるときに限る。

3 第一項の規定により国有林野を使用する権利を取得させることを内容とする契約（以下「共用林野契約」という。）の相手方は、当該契約に基いて当該国有林野を使用することができる者（以下「共用者」という。）の住所の属する市町村とする。但し、市町村内の一定の区域に住所を有する者を共用者とする場合には、共用者の全員を相手方とすることを妨げない。

（共用林野契約の内容）
第十九條 共用林野契約において、左に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 共用林野契約の目的たる国有林野（以下「共用林野」という。）の所在及び面積
- 二 当該契約の存続期間
- 三 採取することができる林産物

の種類、数量及び採取方法又は放牧することができる家畜の種類及び頭数
四 使用の対価（使用の対価を徴しないときは、その旨）
五 市町村内の一定の区域に住所を有する者を共用者とする場合には、その区域及び共用者としての要件

六 その他必要な事項
（共用林野契約の存続期間）
第二十條 共用林野契約の存続期間は、五年をこえることができない。

2 共用林野契約は、更新することができる。
（使用の対価の免除）
第二十一條 共用林野契約において、使用の対価を徴しない旨の定をするのできるものは、当該契約に共用者が当該林野について第十三條に掲げる事項を行うべき旨の定がある場合に限り、

第二十二條 市町村内の一定の区域に住所を有する者を共用者とする共用林野契約においては、共用者が当該区域に住所を有しなくなり、その他当該契約に定める共用者としての要件を欠くに至つたときは、その者は、共用者としての地位を失ふ。
2 前項の契約においては、共用者以外の者で当該区域内に住所を有し、且つ、当該契約に定める共用者としての要件を備えるものは、省令の定めるところにより当該契約に加入することを当該共用林野を管轄する営林署長及び共用者の

代表者に通知することによつて、共用者としての地位を取得する。
（共用林野契約の解除等）
第二十三條 農林大臣は、共用者が左の各号の一に該当する場合には、共用林野契約を解除し、又はその者の使用を制限し、若しくは禁止することができる。
一 その共用林野を当該契約で定められた用途以外の用途に使用したとき。
二 その共用林野につき罪を犯したとき。
三 当該契約に共用者が第十三條に掲げる事項を行うべき旨の定がある場合において、正当な事由がないのに、その実施を怠つたとき。

2 前項の規定により共用林野契約を解除し、又は使用を制限し、若しくは禁止しようとする場合には、第十七條第四項の規定を准用する。この場合において、「造林者に対し」とあるのは、「共用林野契約の相手方又は共用者に対し」と、「造林者又はその代理人」とあるのは、「共用林野契約の相手方若しくは共用者又はその代理人」と読み替へるものとする。

（共用者等の賠償責任）
第二十四條 共用者が共用林野に損害を與えたときは、市町村との共用林野契約である場合には当該市町村及び共用者が、その他の場合には共用者が連帯してその損害を賠償しなければならない。

附 則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 国有林野法（明治三十二年法律第八十五号）は、廃止する。
3 この法律の施行の際現に貸し付け、又は使用させている国有林野については、その契約期間中は、なお従前の例による。
4 この法律の施行の際現に存する部分林については、その契約期間中は、なお従前の例による。
5 この法律の施行の際現に保護を委託している国有林野については、その委託期間中は、なお従前の例による。

6 国有林野事業特別会計法（昭和二十二年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。
第一條第二項中「第一條」を「第二條」に改め、「及び北海道における国有林野」を削る。

（審査報告書は都合により附録に掲載）
国有林野整備臨時措置法案
右の議案を議決する。
昭和二十五年五月十日
議長者

片柳 眞吉 平沼彌太郎
西山 龜七 岡本 愛祐
白波瀬米吉 岩男 仁藏
河井 彌八 小笠原三三男
梅津 錦一 千田 正
参議院議長佐藤尚武殿

（国有林野の整備）
第一條 農林大臣は、左に掲げる国有林野（国有林野法（昭和二十六年法律第 号）第二條に規定する国有林野をいう。以下同じ。）で国が経営することを必要としないものを当該国有林野を適正に経営することができると認められる地方公共団体その他の者に売り拂い、又はその者の民有林野（地方公共団体の所有するものを含む。以下同じ。）と交換することができる。

一 孤立した小団地の国有林野
二 搬出系統の關係により現に孤立した施業を行つてゐる小面積の国有林野
三 民有林野との境界が入り組んでゐるため経営に支障がある国有林野
四 国有林野でその所在する地方の住民に対しその自家用に供する薪炭の原木を供給する慣行があつたため、現に特別な施業を行つてゐるもの

2 前項第一号、第二号及び第四号の国有林野につき、売却又は交換の請求が二以上の者からなされた場合における売却又は交換の優先順位は、左の順序による。
一 当該国有林野の所在する市町村
二 当該国有林野の所在する都道府県
三 その他の者
3 第一項の交換については、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二十七條第一項但書（交換の制限）の規定にかかわらず、価額の差額が、その高価なもの価額の二分の一をこえないときは、交換することができる。
（売却及び交換の制限）
第二條 国土の保安上必要な国有林野及び国有林野の經營上必要な林

ものを当該国有林野を適正に経営することができると認められる地方公共団体その他の者に売り拂い、又はその者の民有林野（地方公共団体の所有するものを含む。以下同じ。）と交換することができる。

一 孤立した小団地の国有林野
二 搬出系統の關係により現に孤立した施業を行つてゐる小面積の国有林野
三 民有林野との境界が入り組んでゐるため経営に支障がある国有林野
四 国有林野でその所在する地方の住民に対しその自家用に供する薪炭の原木を供給する慣行があつたため、現に特別な施業を行つてゐるもの

2 前項第一号、第二号及び第四号の国有林野につき、売却又は交換の請求が二以上の者からなされた場合における売却又は交換の優先順位は、左の順序による。
一 当該国有林野の所在する市町村
二 当該国有林野の所在する都道府県
三 その他の者
3 第一項の交換については、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二十七條第一項但書（交換の制限）の規定にかかわらず、価額の差額が、その高価なもの価額の二分の一をこえないときは、交換することができる。
（売却及び交換の制限）
第二條 国土の保安上必要な国有林野及び国有林野の經營上必要な林

第一項の交換については、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二十七條第一項但書（交換の制限）の規定にかかわらず、価額の差額が、その高価なもの価額の二分の一をこえないときは、交換することができる。
（売却及び交換の制限）
第二條 国土の保安上必要な国有林野及び国有林野の經營上必要な林

第一項の交換については、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二十七條第一項但書（交換の制限）の規定にかかわらず、価額の差額が、その高価なもの価額の二分の一をこえないときは、交換することができる。
（売却及び交換の制限）
第二條 国土の保安上必要な国有林野及び国有林野の經營上必要な林

道、貯木場その他の施設は、前條第一項の規定により売り拂ひ、又は交換することはできない。

(延納の特約)

第三條 農林大臣は、第一條第一項の規定により国有林野を売り拂ひする場合に、当該国有林野を買い受ける市町村又は都道府県がその代金を一時に支拂ひことが困難であると認めるときは、国有財産法第三十一條第一項但書(延納の特約)の規定にかかわらず、確実な担保を徴し、利息を附し、十年以内の延納の特約をすることができ、この場合には、同條第二項及び第三項(延納についての協議及び解除)の規定を適用する。

(収入の使途)

第四條 第一條第一項の売拂又は交換による収入金は、左に掲げる使途に充てるものとする。

一 第一條第一項の交換の差金又は同項の売拂若しくは交換に要する経費

二 国有林野に隣接し、これとあわせて経営することを相当とする民有林野を買い入れる場合の買入代金及び買入に要する経費

三 国土保安上重要な民有林野で国有林野とあわせて経営することとを相当とするものの買入代金及び買入に要する経費

(国有林野法等の適用)

第五條 第一條第一項に掲げる国有林野の売拂又は交換については、この法律に規定するものの外、国有

有林野法及び国有財産法の定めるところによる。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三年を経過した時にその効力を失う。但し、その時までに第一條第一項の規定によつてした売拂又は交換については、第三條及び第四條の規定は、その時以後もなおその効力を有する。

2 この法律は、公布の日から起算して三年を経過した時にその効力を失う。但し、その時までに第一條第一項の規定によつてした売拂又は交換については、第三條及び第四條の規定は、その時以後もなおその効力を有する。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

食糧の政府買入数量の指示に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十六年三月二十四日

衆議院議長 林 譲治

参議院議長 佐藤尚武殿

(小字及び一は衆議院修正)

食糧の政府買入数量の指示に関する法律案

食糧の政府買入数量の指示に関する法律

(この法律の趣旨)

第一條 この法律は、食糧管理法(昭和十七年法律第四十号)第三條第一項に規定する米穀の政府買入数量の指示に関する事項を定めるものとする。

(農林大臣の指示)

第二條 農林大臣は、米穀の都道府県別の收穫見込高がおおむね明らかとなつたときは、これに基き、米穀買入審議会及び都道府県知事の意見を聞き、その意見を尊重して、米穀の都道府県別の政府買入数量を定め、これを当該都道府県知事に指示する。

かとなつたときは、これに基き、米穀買入審議会及び都道府県知事の意見を聞き、その意見を尊重して、米穀の都道府県別の政府買入数量を定め、これを当該都道府県知事に指示する。

2 農林大臣は、前項の規定による指示をしたときは、遅滞なく、その指示に係る米穀の政府買入数量を公表しなければならない。

(都道府県知事の指示)

第三條 都道府県知事は、前條第一項の規定による農林大臣の指示を受けたときは、遅滞なく、その指示された数量につき、左の各号のいずれかの方法により市町村別の政府買入数量を定め、これを当該市町村長に指示する。

一 都道府県知事の定める区域について、その区域の收穫見込高に基き、都道府県農業委員会の意見を聞き、その意見を尊重して当該区域の政府買入数量を決定した後、当該区域について農業委員会法(昭和二十六年法律第五号)第三十七條第二項の規定により市町村農業委員会代表者会議を招集し、当該区域内の市町村別の收穫見込高に基き、市町村農業委員会代表者会議の意見を聞き、その意見を尊重して市町村別の政府買入数量を定める。

二 市町村別の收穫見込高に基き、都道府県農業委員会の意見を聞き、その意見を尊重して、直接に市町村別の政府買入数量を定める。

2 都道府県知事は、前項の規定により市町村農業委員会代表者会議を招集した区域に係る政府買入数量又は市町村別の政府買入数量を決定したときは、その決定をした日から五日以内にその数量を公表しなければならない。

(市町村長の指示)

第四條 市町村長は、前條第一項の規定による都道府県知事の指示を受けたときは、遅滞なく、その指示された数量につき、当該市町村の区域内に住所を有する生産者別の政府買入数量を定め、省令で定める様式の文書をもつてこれを当該生産者に指示する。

2 前項の生産者別の政府買入数量は、当該市町村の区域内に住所を有する生産者別の收穫見込高に基き、市町村農業委員会の意見を聞き、その意見を尊重して定める。

3 市町村長は、第一項の規定により生産者別の政府買入数量を決定したときは、その決定をした日から五日以内にその数量を公表しなければならない。

(異議の申立)

第五條 前條第一項の規定により政府買入数量の指示を受けた生産者は、その政府買入数量について異議があるときは、市町村長に対し、省令で定める様式の文書をもつて異議を申し立てることができる。但し、同項の指示のあつた日から十日を経過したときは、この限りでない。

2 市町村長は、前項の申立を受けるときは、市町村農業委員会の意見を聞き、その意見を尊重して、

同項の期間満了後二十日(次項の場合にあつては四十日)以内にこれを決定しなければならない。

3 市町村長は、前項の決定をする場合において、その決定によつて第三條第一項の規定により指示された政府買入数量に変更を生ずるときは、あらかじめ都道府県知事の承認を受けなければならない。

4 都道府県知事は、前項の承認をする場合において、その承認によつて第二條第一項の規定により指示された政府買入数量に変更を生ずるときは、あらかじめ農林大臣の承認を受けなければならない。(政府買入数量の変更)

第六條 第二條第一項の指示があつた後に、米穀の收穫高が同項の政府買入数量の決定の基礎となつた收穫見込高に満たないことが明らかとなつた都道府県については、政府買入数量の適正を図るため特に必要があると認めるときは、農林大臣は、米穀買入審議会及び関係都道府県知事の意見を聞き、その意見を尊重して、当該都道府県に係る同項の政府買入数量を減じ、これに代る政府買入数量を当該都道府県知事に指示することができる。

2 第二條第一項の指示があつた後に、米穀の收穫高が同項の政府買入数量の決定の基礎となつた收穫見込高をこえることが明らかとなつた都道府県については、農林大臣は、国民食糧を確保するため特に必要があると認めるときは、米穀買入審議会及び関係都道府県知事の意見を聞き、その意見を尊重して、

て当該都道府県に係る第二條第一項の政府買入数量を増し、これに代る政府買入数量を当該都道府県知事に指示することができる。

3 第二條第二項及び第三條から前條までの規定は、前二項の指示があつた場合に準用する。

第七條 第三條第一項（前條第三項において準用する場合を含む。以下本條において同じ。）の指示があつた後に、米穀の実収高が同項の政府買入数量の決定の基礎となつた此種見込高に比して増減があることが明らかとなつた市町村について政府買入数量の適正を図るため特に必要があると認めるときは、都道府県知事は、農林大臣の承認を受け、同項の当該市町村別の政府買入数量を増減し、これに代る政府買入数量を当該市町村長に指示することができる。

2 第三條第一項及び第二項の規定は、前項の場合に準用する。

3 第四條及び第五條の規定は、第一項の指示があつた場合に準用する。

第八條 第四條第一項（第六條第三項及び前條第三項において準用する場合を含む。以下本條において同じ。）の指示があつた後に、米穀の実収高が同項の政府買入数量の決定の基礎となつた此種見込高に比して増減があることが明らかとなつた生産者で当該市町村の区域内に住所を有するものについて、政府買入数量の適正を図るため特に必要があると認めるときは、市町村長は、同項の当該生産者の政府買入数量を増減し、これに代る

政府買入数量を当該生産者に指示することができる。

2 市町村長は、前項の規定による指示をしうとする場合において第三條第一項（第六條第三項において準用する場合を含む。又は前條第一項の指示に係る政府買入数量に変更を生ずるときは、あらかじめ都道府県知事の承認を受けなければならない。）

3 第四條第二項及び第三項の規定は、第一項の場合に準用する。

4 第五條の規定は、第一項の規定による市町村長の指示があつた場合に準用する。

第九條 第四條第一項（第六條第三項、第七條第三項及び前條第一項において準用する場合を含む。以下本條において同じ。）の指示を受けた生産者は、その指示を受けた後において、災害その他やむを得ない事由により当該数量の全部又は一部の売渡が困難となつた場合には、市町村長に当該政府買入数量の変更を請求することができる。

2 市町村長は、前項の請求を正当と認め、当該生産者の政府買入数量を変更しようとするときは、あらかじめ都道府県知事の承認を受け、第四條第一項の政府買入数量に代る政府買入数量を省令で定める様式の文書をもつて当該生産者に指示する。

（政府買入数量決定の基準）

第十條 農林大臣、都道府県知事及び市町村長は、農業再生産に支障のないように米穀の生産者保有数量を確保して政府買入数量を定めなければならない。

（表についての準用）

第十一條 第二條から前條までの規定は、食糧管理法第三條ノ二第二項の規定による命令があつた場合には、同條第四項の規定する麦の政府買入数量の指示について準用する。

（米穀買入審議会）

第十二條 農林大臣の諮問に依り、第二條又は第六條の規定（前條において準用する場合を含む。）による都道府県別の政府買入数量の決定又は変更その他この法律の施行に関する重要な事項を調査審議させるため農林省に米穀買入審議会を置く。

2 米穀買入審議会は、この法律の施行に関する重要事項について、農林大臣に建議することができる。

3 米穀買入審議会は、会長及び委員二十人以上をもつて組織する。

4 会長は、農林大臣をもつて充てる。

5 委員は、左に掲げる者をもつて充てる。

一 農業者又はその団体を代表する者 十五人以上

二 学識経験のある者 十五人以上

6 委員は、農林大臣が任命する。

7 委員の任期は、二年とする。

8 委員は、非常勤とする。

9 前各項に定めるものの外、米穀買入審議会について必要な事項は、政令で定める。

（特別区等の特例）

第十三條 この法律中市町村又は市町村長に関する規定は、特別区のある地にあつては特別区又は特別区の区長に、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第五百五十五條第二項（区を設ける市）の市にあつては区又は区長に、全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては組合又は組合管理者に適用する。

附則

1 この法律は公布の日から施行する。

2 農業委員会法の一部を次のように改正する。

第七條中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 市町村農業委員会は、食糧の政府買入数量の指示に関する法律（昭和二十六年法律第 号）に基き、米穀、大麦、はだか麦又は小麦の政府買入数量の指示に関し、市町村長の諮問に依りて答申する。

第二十五條第三項第一号及び第二号中「第七條第三項」を「第七條第四項」に改め、同項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県農業委員会は、食糧の政府買入数量の指示に関する法律に基き、米穀、大麦、はだか麦又は小麦の政府買入数量の指示に関し、都道府県知事の諮問に依りて答申する。

第三十五條第一項中「第二十五條

第三項」を「第二十五條第四項」に改める。

第三十七條中「第七條第三項又は第二十五條第三項」を「第七條第四項又は第二十五條第四項」に改め、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県知事は必要と認めるときは、食糧の政府買入数量の指示に関する法律第三條第一項第一号（第六條第三項、第七條第二項及び第十一條において準用する場合を含む。）の規定により意見を聞くため、その定める区域について市町村農業委員会代表者会議を招集することができる。

附則第十項中「第七條第三項」の下に及び第四項を加え、「第二十五條第三項第一号及び第二号」を「第二十五條第三項並びに第四項第一号及び第二号」に改める。

3 食糧確保のための臨時措置に関する政令（昭和二十四年政令第三百八十四号）は、廃止する。

（羽生三七君登壇、拍手）

○羽生三七君 只今議題となりました片柳眞吉君外九名の発議にかゝる国有林野法案の農林委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

御承知の通り現行の国有林野法は明治三十二年の制定にかゝる極めて古い法律でありまして、制定後の諸情勢の変化に伴い、今日では国有林野の管

理処分に関する根拠法規として妥當でない部分が生じておるのに加えて、明治四十一年の一部改正により削除條文が極めて多く、法律依據上も適切を欠いておりますので、今回全文改正案として本法案が提出せられたのであります。

以下本法案の内容を申し上げますと、先ず第一は、国有林野の境界の確定に關する規定を設けたのであります。これは従来の強制的な境界査定処分を廢して、相手方との協議が整い、或いは相手方の同意があつた場合にのみ境界が確定される旨を規定したものであります。民主的な方法に改められたのであります。第二は、国有林野の貸付、使用又は売却の場合の條件及び優先順位を定めたもので、現行法の規定とおおむね同様であります。第三は、国有林野について国以外の者に造林させ、その造林木を共有とし、收益を分配するいわゆる部分林制度に關する規定でありまして、部分林契約の内容及び存続期間、造林者の權利義務、契約解除の條件その他を定めたもので、これも現行法の規定とおおむね同様であります。第四は、現行法の委託林制度に代わる共用林野制度の新設でありまして、現行の委託林制度は、保護の必要な国有林野について市町村又はその一部に保護を委託し得るものとし、その代償として受託者に自家用薪炭材その他の林野産物を譲與するという考え

方でありましたが、共用林野制度は国有林野經營と地元の利用とを調整し、土地の高度利用を図るため、農地調整法の農用林制度の構想にならう、これとおおむね同様の使用收益の權利を得させるという考え方で、使用收益の權利の内容、共用林野契約の内容、存続期間、解除の條件、対価の免除の條件、共用者の地位の得喪その他を定めたものであります。

以上が本法案の骨子でありまして、委員会におきましては、境界の確定の際における協議不成立或いは不同意の場合の措置、部分林における收益分配の基準、契約期間、現行の簡易委託林の取扱、その他各條項に亘つて慎重審議を行なつたのであります。その詳細は速記録によつて御承知願ひたいのであります。

かくして昨二十二日討論に入り、三浦委員より、この法案は国有林が民主的になる一つの方向ではあるが、管理処分に対する確たる基本方針を確立して、地方出先機関の処置に遺憾なきを期せられたい旨の希望を付して賛成の討論があつた後、採決の結果、本法案は全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、同じく片柳眞吉君外九名の発議にかかる国有林野整備臨時措置法案の農林委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

現在の国有林野のあり方は、その成立の歴史から申しまして、国土保安、森林資源の維持、培養その他国有林野事業經營の観点から、必ずしも合理的であるとは申されませんので、その整備を図る必要が認められるのであります。その根本的な整備は国有林野の本質に触れるばかりでなく、国土の総合利用の問題にも関連いたしますので、慎重検討の上決定すべき性質のものでございす。併しながら根本の問題は一応別といたしまして、直ちに措置し得る部分も存在しておりますので、国有林野の整備上当面必要な売却、交換等の措置を講じ、以てこれが円滑な実施を促すため本法案が提出せられたのであります。

その内容を申し上げますと、国有林野であつて、一、孤立した小団地の国有林野、二、搬出系統の關係により現に孤立した施設を行なつてゐる小面積の国有林野、三、民有林野との境界が入り組んでゐるため經營に支障がある国有林野、四、国有林野で、その所在する地方の住民に対し、その自家用に供する薪炭の原木を供給する慣行があつたため、現に特別な施設を行なつてゐるもの、以上のいずれかに該当するものを地方公共団体又はその地方の適当な者に売却し、又は交換し或いは民有林の買上を行なつて国有林野經營事業の運営を有利にすると共に、その地方の經濟向上に資することを目的としてゐるのであります。

而してその売却の相手方は地元市町村を第一順位として、地方財政に寄與するところ多からしめようとしており、又売却に際しては十一年の代金延納の特例を認めて、都道府県又は市町村の便を図つておるのであります。又その収入金は国有財産の減少を阻止するため、交換差損、隣接民有林買上代金、国有林野經營への投資等に使用を限定しており、更に整備期間を三カ年に限定して、本法案が臨時措置であることを明らかにしておるのであります。

以上が本法案の骨子でありまして、本委員会におきましては、各條項に亘つて慎重に審議を重ねたのであります。その詳細は速記録によつて御承知願ひたいのであります。次いで討論に入り、江田委員は、一、掘下、交換等に対し、政治的に利用され、或いは不公平を來たすことのないように審議會を利用すること、二、掘下後にその林野の經營を低下せしめないこと、三、根本的に治山治水、国土保全のために、将来国有林野の整備を慎重且つ可及的速かに樹立されることを希望して賛成せられ、三浦委員は、一、将来の国有林野のあり方につき、地方ごとの偏在を矯正すること、二、整備による利権をめぐつて相當の混乱が予想されるので、確固たる方針を樹立し、政治的壓力等に利用されざることを希望して賛成せられ、かくして討論を打ち

り、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。以上御報告申し上げます。

続いて、食糧の政府買入数量の指示に關する法律案の農林委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

この法律案は、去る三月六日政府から予備審査のため当院に提案せられ、同日農林委員会に予備付託、續いて三月二十四日衆議院から送附せられ、同日當委員会に付託となつたものであります。當委員会におきましては、三月八日政府から提案理由の説明を聴取して直ちに審査に着手いたしましたのであります。本法律案は、別途今國會に政府から提案せられ、三月二十七日當院を通過いたしました農業委員会法、及び同じく政府から提案せられ、三月二十四日衆議院から送附、三月二十八日本院において否決、直ちに兩院協議會に付せられ、遂に成案を得るに至らず、廃案と決定いたしました食糧管理法案の一部を改正する法律案と極めて密接な關係にあり、特に後者との關係は不可分でありまして、同法案が廃案と決定するや、これに即応して必要な手続によつて修正案を決定し、本日ここに報告するに至りましたことをあらかに御了承願ひたいのであります。

さて、米麦等主要食糧の政府買入数量の指示、即ち普通割当と言われておりますが、その割当は食糧確保臨時措

置法が施行せられましてから、最近までこの法律によつて作付前に生産数量と併せて行われて来ていたものでありますが、食糧確保臨時措置法は今年三月三十一日限りで失効いたしましたので、今後における割当に関する方針及び実施の手続、その他必要な事項について法制的措置を講ずる目的を以て本法律案が提案せられたのであります。第一に、前に述べました食糧管理法の一部を改正する法律案に列を併せて、割当は米穀についてのみの行うこととし、大麦、はだか麦及び小麦については特別の場合を除いては原則として割当しないことを規定しております。第二は、割当のやり方として、先ず農林大臣は米穀の都道府県別收穫見込高が大体明らかになつたとき、米穀買入審議会及び都道府県知事の意見を聞いて、都道府県別の割当を定めて、これを都道府県知事に指示し、而してこの指示を受けた都道府県知事は都道府県農業委員会の意見を聞いて知事が定めたる区域ごとの割当を行い、次いでその区域内の市町村農業委員会代表者會議の意見を聞いて市町村別の割当を行うか、或いは又直接市町村別割当を行うか、いずれかの方法によつて市町村別割当を行なつて市町村長に指示すると共にこれを公表し、続いて市町村長は知事の指示により市町村農業委員会の意見を聞き、速かにその管内に住所を有する生産者別の割当をきめて指示

し、公表するのであります。而して若し指示せられた割当について異議ある者は異議を申立てることができることになつております。第三は、割当は今までは作付前、即ち事前割当によつて行われて来ていたものでありますが、これを收穫見込高が大体明らかになつたとき、即ち事後割当に改め、なお割当をせられた後において、実收高が割当の基礎となつた收穫見込高と變つた場合、又は割当の最終決定後災害その他やむを得ない事由の生じた場合は、規定の手続によつて割当の変更ができることとし、第四は、生産者の保有数量の確保、即ち保有優先の規定を設け、第五は、米穀買入審議会を法制化するというのであります。

政府原案はそのまま参議院を通過して本院に送付せられ、当委員会に付託となつたのであります。当委員会の大勢は、原案に対して大要次のような修正を加えることを適當と認めたのであります。即ち第一は、先に述べましたように食糧管理法の一部を改正する法律案が廃案となりましたことに伴つて、大麦、はだか麦、小麦等の麦類は当然米穀と同列に割当が行われなければならないことになり、そのように修正し、なおこの修正に伴つて米穀買入審議会の名稱を食糧買入審議会と改める。第二は、先に失効となつた本法の前身といふべき食糧確保臨時措置法におきましては、割当は都道府県農業調整委員会、地方

農業調整委員会及び市町村農業調整委員会の議決を経て行われなければならないことになつており、これらの機關はすべて議決機關として取扱われているのであります。本法案においては割当は都道府県農業委員会、市町村農業委員会代表者會議及び市町村農業委員会の意見を聞き、その意見を尊重して行われることとなり、これらの機關は諮問機關として取扱われることに變更せられてゐるのであります。これは食糧確保臨時措置法におけるように議決機關に改めると共に、都道府県知事及び市町村長の代執行の規定を設け、第三は、都道府県知事の割当のやり方が直接市町村別の割当を行わず、先ず区域を定めて区域ごとの割当を行い、その後区域内の市町村別の割当を定める場合において、各区域ごとの割当の適正円滑を期するため、都道府県農業委員が各区域ごとの割当を決定するに當つては、各区域の市町村農業委員会代表者會議の代表者の意見を聞かなければならないことに改め、第四は、実收高が割当決定の基礎となつた收穫見込高をこえることが明らかになつたとき、農林大臣がすでに行われた割当を事後において増量変更する場合を、主として天候その他の自然的要因によつて作況が好転した場合と明確にし、第五は、農林大臣が都道府県知事から、都道府県知事が市町村から割当変更の承認を求められた場合、原案では農林大臣又は都道府県知事は單獨で処理することができることになつてゐるのであります。その承認請求の取扱の適正を期するため、承認するか否かをきめるに當つて食糧買入審議会の意見を聞き、又は都道府県農業委員会の議決を経なければならないことに改め、第六は、種子用米麦については食糧割当の際特別の取扱をとることとし、第七は、食糧買入審議会の委員の数を原案では總數二十人以内、うち農業者又はその団体を代表する者十五人以内とあるのを、それ／＼二十五人以内及び二十人以上に増員する等が修正の主な点であります。而してこの割当問題につきましては、その根本に幾多の問題が残されているのであります。委員会はいたしましては、差當つて政府提出案議院送付案を右のように修正可決すべきものと多数をもつて決定いたしました次第であります。右御報告申し上げます。

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。先ず田有林野法案及び田有林野整備臨時措置法案、以上両案全部の問題に供します。兩案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立者多数)

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて兩案は可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 次に、食糧の政府買入数量の指示に関する法律案全部を問題に供します。委員長の報告は修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立者多数)

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は委員会修正通り議決せられました。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 日程第四、国土調査法案内閣提出、衆議院送付を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。経済安定委員長佐々木良作君。

審査報告書

国土調査法案

右多数をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年五月二十二日

経済安定委員長 佐々木良作

多数意見者署名

藤野 繁雄 永井純一郎
野田 卯一 山本 米治
中川 以良 泉山 三六
菊田 七平

附則第一項中「昭和二十六年四月一日」を「公布の日」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

この法案は資源としての水及び土地を科学的且つ総合的に調査し、国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するものとするので妥當と認める。なお法案審査が遅れたため施行期日を改めた。

二、事件の利害得失

国土の実態を把握しうる利益がある。

三、費用

本法施行のため要する費用は、国庫負担総額約二百億円で、

国土調査法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十六年三月二十四日

衆議院議長 林 義治

参議院議長 佐藤 尚武

国土調査法案

国土調査法

目次

第一章 目的及び定義（第一條・第二條）

第二章 計画及び実施（第三條・第十條）

第三章 国土調査審議会及び都道府県国土調査委員会（第十一條・第十六條）

第四章 成果の取扱（第十七條・第二十一條）

第五章 雑則（第二十二條・第三十四條）

第六章 罰則（第三十五條・第三十八條）

附則

第一章 目的及び定義

（目的）

第一條 この法律は、国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するため、国土の実態を科学的且つ総合的に調査することを目的とする。

（定義）

第二條 この法律において「国土調査」とは、左の各号に掲げる調査をいう。

一 国の機関が行う基本調査、土地分類調査又は水調査

二 都道府県が行う基本調査及び地方公共団体又は土地改良区その他の政令で定める者（以下「土地改良区等」という。）が行う土地分類調査、水調査又は地籍調査で第五條第四項又は第六條第三項の規定による指定を受けたもの

2 前項第一号及び第二号の「基本調査」とは、土地分類調査、水調査及び地籍調査の基礎とするために行う土地及び水面の測量（このために必要な基準点の測量を含む。）並びに土地分類調査及び水調査の基礎の設けのための調査を行い、その結果を地図及び簿冊に作成することとする。

3 第一項第一号及び第二号の「土地分類調査」とは、土地をその利用の可能性により分類する目的をもつて、土地の利用現況、土性その他の土じょうの物理的及び化学的性質、浸蝕の状況その他の主要な自然的要素並びにその生産力に関する調査を行い、その結果を地図及び簿冊に作成することとする。

4 第一項第一号及び第二号の「水調査」とは、治水及び利に資する目的をもつて、気象、陸水の流量、水質及び流砂状況並びに取水量、用水量、排水量及び水利慣行等の水利に関する調査を行い、その結果を地図及び簿冊に作成することとする。

5 第一項第二号の「地籍調査」とは、毎筆の土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成することとする。

6 第二項から前項までに規定する地図及び簿冊の様式は、政令で定める。

7 第一項第一号に規定する基本調査、土地分類調査又は水調査を行う国の機関は、これらの国土調査の各々について政令で定める。

第二章 計画及び実施

第三條 国の機関が行う国土調査及び都道府県が行う基本調査の基礎計画は、経済安定本部総裁（以下「総裁」という。）が定める。

2 国土調査の作業規程の準則は、経済安定本部令で定める。

3 国土調査に関する基礎計画及び国土調査の実施に関する作業規程の準則は、国土調査審議会の調査審議を経て定めなければならない。

（国の機関が行う国土調査の実施に関する計画及び作業規程）

第四條 国の機関が行う国土調査の実施計画は、前條第一項の基礎計画に基いて、当該調査を行う国の機関が作成する。

2 前項の実施計画は、あらかじめ、総裁の承認を得て定めなければならない。

の結果を地図及び簿冊に作成することとする。

5 第一項第二号の「地籍調査」とは、毎筆の土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成することとする。

6 第二項から前項までに規定する地図及び簿冊の様式は、政令で定める。

7 第一項第一号に規定する基本調査、土地分類調査又は水調査を行う国の機関は、これらの国土調査の各々について政令で定める。

第二章 計画及び実施

第三條 国の機関が行う国土調査及び都道府県が行う基本調査の基礎計画は、経済安定本部総裁（以下「総裁」という。）が定める。

2 国土調査の作業規程の準則は、経済安定本部令で定める。

3 国土調査に関する基礎計画及び国土調査の実施に関する作業規程の準則は、国土調査審議会の調査審議を経て定めなければならない。

（国の機関が行う国土調査の実施に関する計画及び作業規程）

第四條 国の機関が行う国土調査の実施計画は、前條第一項の基礎計画に基いて、当該調査を行う国の機関が作成する。

2 前項の実施計画は、あらかじめ、総裁の承認を得て定めなければならない。

3 第一項の国の機関が行う国土調査の作業規程は、前條第二項の作業規程の準則に基いて、当該調査を行う国の機関が作成する。

2 都道府県は、基本調査の成果に基いて、国土調査として基本調査以外の第二條第一項第二号の調査を行おうとする場合においては、これを主務大臣に届け出なければならない。

3 都道府県は、第三條第二項の作業規程の準則に基いて、前項の規定による届出をした計画に係る調査の作業規程を作成して、これを主務大臣に届け出なければならない。

4 主務大臣は、前三項の規定による届出があつた場合においては、その届出に係る計画及び作業規程を審査し、その結果に基いて当該調査を国土調査として指定し、又は当該届出に係る計画若しくは作業規程の変更を勧告し、若しくは必要の助言をしたときは、その計画若しくは作業規程に変更を加えて国土調査として指定しなければならない。

5 主務大臣は、前項の規定による指定又は勧告若しくは助言をする場合においては、あらかじめ、総裁の承認を得なければならない。

（市町村又は土地改良区等が行う国土調査の実施に関する計画及び作業規程）

第六條 市町村又は土地改良区等は、基本調査の成果に基いて、国土調査として基本調査以外の第二條第一項第二号の調査を行おうとする場合においては、その実施に関する計画を作成して、これを都道府県国土調査委員会に届け出なければならない。

2 市町村又は土地改良区等は、第三條第二項の作業規程の準則に基いて、前項の規定による届出をした計画に係る調査の作業規程を作成して、これを都道府県国土調査委員会に届け出なければならない。

3 都道府県国土調査委員会は、前二項の規定による届出があつた場合においては、その届出に係る計画及び作業規程を審査し、その結果に基いて当該調査を国土調査として指定し、又は当該届出に係る計画若しくは作業規程の変更を勧告し、若しくは必要の助言をしたときは、その計画若しくは作業規程に変更を加えて国土調査として指定しなければならない。

業規程の變更を勧告し、若しくは必要な助言をした場合において当該都道府県がこれに同意したときは、その計画若しくは作業規程に変更を加えて国土調査として指定しなければならない。

5 主務大臣は、前項の規定による指定又は勧告若しくは助言をする場合においては、あらかじめ、総裁の承認を得なければならない。

（市町村又は土地改良区等が行う国土調査の実施に関する計画及び作業規程）

第六條 市町村又は土地改良区等は、基本調査の成果に基いて、国土調査として基本調査以外の第二條第一項第二号の調査を行おうとする場合においては、その実施に関する計画を作成して、これを都道府県国土調査委員会に届け出なければならない。

2 市町村又は土地改良区等は、第三條第二項の作業規程の準則に基いて、前項の規定による届出をした計画に係る調査の作業規程を作成して、これを都道府県国土調査委員会に届け出なければならない。

3 都道府県国土調査委員会は、前二項の規定による届出があつた場合においては、その届出に係る計画及び作業規程を審査し、その結果に基いて当該調査を国土調査として指定し、又は当該届出に係る計画若しくは作業規程の変更を勧告し、若しくは必要の助言をしたときは、その計画若しくは作業規程に変更を加えて国土調査として指定しなければならない。

業規程の變更を勧告し、若しくは必要な助言をした場合において当該都道府県がこれに同意したときは、その計画若しくは作業規程に変更を加えて国土調査として指定しなければならない。

5 主務大臣は、前項の規定による指定又は勧告若しくは助言をする場合においては、あらかじめ、総裁の承認を得なければならない。

（市町村又は土地改良区等が行う国土調査の実施に関する計画及び作業規程）

第六條 市町村又は土地改良区等は、基本調査の成果に基いて、国土調査として基本調査以外の第二條第一項第二号の調査を行おうとする場合においては、その実施に関する計画を作成して、これを都道府県国土調査委員会に届け出なければならない。

2 市町村又は土地改良区等は、第三條第二項の作業規程の準則に基いて、前項の規定による届出をした計画に係る調査の作業規程を作成して、これを都道府県国土調査委員会に届け出なければならない。

3 都道府県国土調査委員会は、前二項の規定による届出があつた場合においては、その届出に係る計画及び作業規程を審査し、その結果に基いて当該調査を国土調査として指定し、又は当該届出に係る計画若しくは作業規程の変更を勧告し、若しくは必要の助言をしたときは、その計画若しくは作業規程に変更を加えて国土調査として指定しなければならない。

業規程の變更を勧告し、若しくは必要な助言をした場合において当該都道府県がこれに同意したときは、その計画若しくは作業規程に変更を加えて国土調査として指定しなければならない。

5 主務大臣は、前項の規定による指定又は勧告若しくは助言をする場合においては、あらかじめ、総裁の承認を得なければならない。

（市町村又は土地改良区等が行う国土調査の実施に関する計画及び作業規程）

第六條 市町村又は土地改良区等は、基本調査の成果に基いて、国土調査として基本調査以外の第二條第一項第二号の調査を行おうとする場合においては、その実施に関する計画を作成して、これを都道府県国土調査委員会に届け出なければならない。

2 市町村又は土地改良区等は、第三條第二項の作業規程の準則に基いて、前項の規定による届出をした計画に係る調査の作業規程を作成して、これを都道府県国土調査委員会に届け出なければならない。

3 都道府県国土調査委員会は、前二項の規定による届出があつた場合においては、その届出に係る計画及び作業規程を審査し、その結果に基いて当該調査を国土調査として指定し、又は当該届出に係る計画若しくは作業規程の変更を勧告し、若しくは必要の助言をしたときは、その計画若しくは作業規程に変更を加えて国土調査として指定しなければならない。

業規程の變更を勧告し、若しくは必要な助言をした場合において当該都道府県がこれに同意したときは、その計画若しくは作業規程に変更を加えて国土調査として指定しなければならない。

5 主務大臣は、前項の規定による指定又は勧告若しくは助言をする場合においては、あらかじめ、総裁の承認を得なければならない。

を加えて国土調査として指定しなければならぬ。

4 都道府県国土調査委員会は、前項の規定によつて当該国土調査の指定をしようとする場合においては、あらかじめ、総裁及び主務大臣の意見を求めることができる。

(国土調査の指定及び実施の公示)
第七條 主務大臣又は都道府県国土調査委員会は、第五條第四項又は前條第三項の規定により国土調査の指定をした場合においては、政令で定める手続により、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

2 国土調査を実施する者は、当該国土調査の開始前に、政令で定める手続により、その地域、期間その他の必要な事項を公示しなければならない。

(国土調査の実施の勧告)

第八條 主務大臣は、都道府県が土地改良事業その他の政令で定める事業を行う場合又はこれらの事業が道若しくは二以上の都府県の区域にわたつて行われる場合においては、当該事業を行う者に對し、国土調査をあわせ行うことを勧告することができる。

2 第五條の規定は、前項の事業を行う者が同項の勧告に基いて国土調査をあわせ行う場合に準用する。この場合において同條中「都道府県」とあるのは「土地改良事業その他の政令で定める事業を行う者」と読み替へるものとする。

3 都道府県国土調査委員会は、当該都道府県の区域内において国の機関及び都道府県以外の者が第一

項の事業を行う場合においては、当該事業を行う者に對し、国土調査をあわせ行うことを勧告することができる。

4 第六條の規定は、前項の事業を行う者が同項の勧告に基いて国土調査をあわせ行う場合に準用する。

(補助金の交付)

第九條 国は、左の各号の一に該当する場合においては、当該調査を行う者に對し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付することができる。

一 第五條第四項の規定により当該都道府県の届出に係る計画及び作業規程に変更を加えた国土調査の指定があつた場合

二 第六條第三項の規定により当該市町村又は土地改良区等の届出に係る計画及び作業規程に同條第四項の規定による請求があつた場合において総裁及び主務大臣がした勧告又は助言に基く変更を加えた国土調査の指定があつた場合

三 前條第一項に規定する者が同項の勧告に基き、且つ、同條第二項において準用する第五條第四項の規定による指定によつて国土調査をあわせ行う場合

四 前條第三項に規定する者が同項の規定による勧告に基き、且つ、同條第四項において準用する第六條第四項の規定による請求があつた場合において総裁及び主務大臣がした勧告又は助言に基く指定によつて国土調査をあわせ行う場合

(国土調査の実施の委託)

第十條 国の機関、都道府県又は市町村は、国土調査を行おうとする場合においては、国の機関にあつては都道府県又は道若しくは二以上の都府県の区域にわたつて基本調査、土地分類調査又は水調査に類する調査を行う者に、都道府県にあつては市町村又は土地改良区等に、市町村にあつては土地改良区等に、それぞれ当該国土調査の実施を委託することができる。

第三章 国土調査審議会及び都道府県国土調査委員

員会

(国土調査審議会の設置)

第十一條 経済安定本部に、国土調査審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会への諮問事項等)

第十二條 総裁は、左に掲げる事項については、審議会の調査審議を経なければならぬ。

一 第三條第一項の規定による基礎計画の策定及び第四條第二項の規定による実施計画の承認

二 第三條第二項の規定による作業規程の承認

三 第五條第五項(第八條第二項の規定において準用する場合を含む。)の規定による承認

四 第十九條第二項の規定による国土調査の成果の認定及び同條第三項の規定による承認

五 第十九條第五項の規定による国土調査以外の測量及び調査について作成された地図及び標冊の国土調査の成果としての指定

並びに同條第六項の規定による承認

2 審議会は、必要に応じて、国土調査に關し、総裁に報告し、及び総裁を通じて関係各行政機関の長に意見を申し出ることができる。

(審議会の組織及び運営)

第十三條 審議会は、経済安定本部総務長官及び委員三十人以上で組織する。

2 委員は、関係行政機関の職員及び国土調査に關し學識経験を有する者のうちから、総裁が任命する。

3 學識経験を有する者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。但し、再任されることを妨げない。

4 委員は、非常勤とする。

5 経済安定本部総務長官は、会長として会務を總理し、及び審議会を代表する。

6 前各項に定めるものを除く外、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県国土調査委員会の設置)

第十四條 都道府県は、その区域内において国土調査が実施される場合においては、都道府県国土調査委員会(以下「委員会」という。)を設置しなければならない。

(所掌事務)

第十五條 委員会は、当該都道府県の区域内における左に掲げる事務をつかさどる。

一 第六條第三項の規定による指定又は勧告若しくは助言をすること。

二 第十九條第二項の規定により

国土調査の成果を認定すること。

三 国の機関が行う国土調査に即して、国以外の者が行う国土調査相互間の調整を図り、及び国が行う国土調査の実施に協力すること。

四 国土調査に關する職員の養成及び研修を行うこと。

五 国土調査について普及及び宣傳を行うこと。

(委員会の組織及び運営)

第十六條 委員会は、都道府県知事及び市町村の長を代表する委員二人並びに関係行政機関の職員及び国土調査に關し學識経験を有する者のうちから都道府県知事が任命する委員八人をもつて組織する。

2 學識経験を有する者のうちから任命される委員の任期は、二年とする。但し、再任されることを妨げない。

3 都道府県知事は、会長として会務を總理し、及び委員会を代表する。

4 都道府県は、學識経験を有する者のうちから任命された委員に對し、報酬を支給しなければならない。

5 委員は、その職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

6 委員会の事務は、当該都道府県において處理する。

7 前各項に定めるものを除く外、委員会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

第四章 成果の取扱

(地図及び簿冊の閲覧)

第十七條 国土調査を行つた者は、その結果に基いて地図及び簿冊を作成した場合においては、遅滞なく、その旨を公告し、当該国土調査が行われた市町村の事務所において、その公告の日から二十日間、当該地図及び簿冊を一般の閲覧に供しなければならない。

2 前項の規定により一般の閲覧に供された地図及び簿冊に測量若しくは調査上の誤又は政令で定める限度以上の誤差があると認める者は、同項の期間内に、当該国土調査を行つた者に対して、その旨を申し出ることができる。

3 前項の規定による申出があつた場合においては、当該国土調査を行つた者は、その申出に係る事実があると認めるときは、遅滞なく、当該地図及び簿冊を修正しなければならない。

(地図及び簿冊の送付)

第十八條 前條第一項の規定により閲覧に供された地図及び簿冊について同項の閲覧期間内に同條第二項の規定による申出がない場合、同項の規定による申出があつた場合においては、その申出に係る事実がないと認められた場合は同條第三項の規定により修正を行つた場合においては、当該地図及び簿冊に係る国土調査を行つた者は、それぞれ国の機関にあつては総裁に、都道府県及び第八條第一項の勧告に基いて国土調査を行つた者にあつては主務大臣に、その他の者にあつては委員会に、遅滞なく、その地

図及び簿冊を送付しなければならない。

(成果の認証)

第十九條 国土調査を行つた者は、前條の規定により送付した地図及び簿冊(以下「成果」という。)について、それぞれ国の機関にあつては総裁に、都道府県及び第八條第一項の勧告に基いて国土調査を行つた者にあつては主務大臣に、その他の者にあつては委員会に、政令で定める手続により、その認証を請求することができる。

2 総裁、主務大臣又は委員会は、前項の規定による請求を受けた場合においては、当該請求に係る国土調査の成果の審査の結果に基いて、その成果に測量若しくは調査上の誤又は政令で定める限度以上の誤差がある場合を除く外、その成果を認証しなければならない。

3 主務大臣又は委員会は、前項の規定により国土調査の成果を認証する場合においては、政令で定める手続により、あらかじめ、それぞれ総裁又は主務大臣の承認を得なければならない。

4 総裁、主務大臣又は委員会は、第二項の規定により国土調査の成果を認証した場合においては、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

5 国土調査以外の測量及び調査を行つた者が当該調査の結果作成された地図及び簿冊について政令で定める手続により国土調査の成果としての認証を申請した場合においては、総裁又は主務大臣は、これらの地図及び簿冊が第二項の規

定により認証を受けた国土調査の成果と同等以上の精度又は正確さを有すると認めたときは、これらを同項の規定によつて認証された国土調査と同一の効果があるものとして指定することができる。

6 主務大臣は、前項の規定による指定をする場合においては、あらかじめ、総裁の承認を得なければならない。

(土地台帳等の訂正)

第二十條 総裁、主務大臣又は委員会は、前項第二項の規定により国土調査の成果を認証した場合又は同條第五項の規定により指定をした場合においては、地籍調査にあつては当該調査に係る土地の登録の事務を掌る登記所に、その他の国土調査にあつては土地台帳以外の台帳で政令で定めるものを備える者に、それぞれ当該成果の字を送付しなければならない。

2 登記所又は前項の土地台帳以外の台帳を備える者は、政令で定めるところにより、前項の規定による送付に係る地図及び簿冊に基いて、土地台帳又は同項の土地台帳以外の台帳の記載を改めなければならない。

3 前項の場合において、地籍調査が第三十二條の規定により行われたときは、登記所は、その成果に基いて分筆又は合筆をしなければならない。

(成果の保管)

第二十一條 総裁、主務大臣又は委員会は、第十九條第二項の規定により国土調査の成果を認証した場

合においては、その成果の字を、それぞれ当該都道府県知事又は市町村長に、送付しなければならない。

2 都道府県知事又は市町村長は、前項の規定により送付された国土調査の成果の字を保管し、一般の閲覧に供しなければならない。

第五章 雑則

(総裁、主務大臣及び委員会が行う報告の請求及び勧告)

第二十二條 総裁又は主務大臣は、国土調査を実施する者に対し、随時、当該国土調査の実施に関し、報告を求め、又は必要な勧告をすることができる。

2 委員会は、国の機関及び都道府県以外の国土調査を実施する者に対し、随時、当該国土調査の実施に関し、報告を求め、又は必要な勧告をすることができる。

(国土調査に關係がある測量又は調査に關する報告及び資料の提出の請求)

第二十三條 総裁又は主務大臣は、この法律に規定するその権限の行使について必要があると認める場合においては、国土調査と關係がある測量又は調査を行う者に対し、報告及び資料の提出を求めることができる。

2 委員会は、第十五條に規定する事務を行うために必要があると認める場合においては、当該都道府県の区域内における市町村その他の者で国土調査と關係がある測量又は調査を行うものに対し、報告及び資料の提出を求めることができる。

3 国土調査を実施する者は、当該国土調査の実施のために必要がある場合においては、その調査事項について、国土調査と關係がある測量又は調査を行う人又は法人に対して報告及び資料の提出を求めることができる。

(立入)

第二十四條 国土調査を実施する者は、当該国土調査を実施するため必要がある場合においては、当該国土調査に従事する者を他人の土地に立ち入らせることができる。

2 前項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入らせる場合においては、国土調査を実施する者は、あらかじめ、当該土地の占有者に通知しなければならない。但し、占有者に対して、あらかじめ通知することが困難である場合においては、この限りでない。

3 第一項の場合においては、国土調査に従事する者は、その旨及びその者の身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

(立会又は出頭)

第二十五條 国土調査を実施する者は、その実施のために必要がある場合においては、当該国土調査に係る土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人を現地に立ち会わせることができる。

2 国土調査を実施する国の機関又は地方公共団体は、その実施のために必要がある場合においては、

当該国土調査に係る土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人に、当該国土調査に係る土地の所在する市町村内の事務所への出頭を求めることができる。

(障害物の除去)

第二十六條 国土調査を実施する者は、その実施のためにやむを得ない必要がある場合においては、あらかじめ所有者又は占有者の承諾を得て、当該国土調査に従事する者に、障害となる植物又はかき、さく等を伐除させることができる。

2 国土調査を実施する者は、山林、原野又はこれらに類する土地で当該国土調査を実施する場合において、あらかじめ所有者又は占有者の承諾を得ることが困難であり、且つ、植物又はかき、さく等の現状を著しく損傷しないときは、前項の規定にかかわらず、所有者又は占有者の承諾を得ないで、当該国土調査に従事する者にこれらを伐除させることができる。この場合においては、遅滞なく、その旨を所有者又は占有者に通知しなければならない。

(土地の使用の一時制限又は土地等の一時使用)

第二十七條 国土調査を実施する者は、第二十八條の規定による試験材料の採取収集及び第三十條の規定による標識等の設置のために必要がある場合においては、あらかじめ占有者に通知して、土地(宅地を除く)の使用を一時制限し、又は土地(宅地を除く)、工作物

若しくは樹木を一時使用することができる。

(試験材料の採取収集)

第二十八條 国土調査を実施する者は、その実施のために必要がある場合においては、あらかじめ占有者に通知して、当該国土調査が行われる土地にある土じょう、砂れき、水又は草木を試験材料として採取収集することができる。

(損失補償)

第二十九條 第二十六條第一項又は第二十七條の規定により植物若しくはかき、さく等を伐除し、又は第二十七條の規定により土地の使用を一時制限し、若しくは土地等を一時使用したために損失を生じた場合においては、当該国土調査を実施した者は、その損失を受けた者に對して、相當の価額により、その損失を補償しなければならない。

2 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第二十條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(標識等の設置及び移転)

第三十條 国土調査を実施する者は、その実施のために必要な標識又は調査設備(以下「標識等」という。)を設置することができる。

2 国土調査を実施する者は、前項の規定により標識等を設置した場合においては、遅滞なく、当該標識等の所在地の市町村長にその旨を通知しなければならない。

3 標識等の敷地又はその附近で、標識等の損壊その他その効用を害する虞がある行為をしようとする者は、当該標識等を設置した者

に對し、理由を詳記した書面をもつてその標識等の移転を請求することができる。

4 前項の請求に理由があると認められる場合においては、当該標識等を設置した者は、これを移転しなければならない。この場合においては、その移転に要する費用は、移転を請求した者が負担しなければならない。

(標識等の保全)

第三十一條 何人も移転、き損その他の行為により、標識等の効用を害してはならない。

2 前條第二項の規定による通知を受けた市町村長は、当該通知に係る標識等について滅失、破損その他異状があることを発見した場合においては、遅滞なく、その旨を当該標識等を設置した者に通知しなければならない。

(分筆又は合筆があつたものとして行ふ地籍調査)

第三十二條 地方公共団体又は土地改良区等は、第五條第四項及び第六條第三項の指定を受けて地籍調査を行うために土地の分筆又は合筆があつたものとして調査を行う必要がある場合において、当該土地の所有者がこれに同意するとき、分筆又は合筆があつたものとして調査を行うことができる。

(特別地方公共団体に関する規定)

第三十三條 この法律中市町村又は市町村長に関する規定は、特別区、特別市又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百五十五條第二項の市においては、それぞれ特別区若しくは特別区長、

行政区若しくは行政区長又は地方自治法第百五十五條第二項の市の区若しくは区長に適用する。

2 この法律中市町村又は町村長に関する規定は、町村組合で町村の事務の全部、役場事務又は国土調査に関する事務を共同処理するものがある場合においては、当該町村組合又はその管理者に適用する。

(測量法との関係)

第三十四條 国土調査を行うために実施する測量については、この章に特別の定めがある場合を除く外、測量法の規定の適用があるものとする。

第六章 罰則

第三十五條 第三十一條第一項の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第三十六條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 国土調査の結果をして真実に反するものたらしめる行為をした者

二 国土調査に従事する者又はこれに従事した者で、国土調査の実施の際に知つた他人の秘密に属する事項を他に漏し、又は窃用した者

第三十七條 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 国土調査の実施を妨げた者

二 第二十三條の規定により報告又は資料の提出を求められた場合において、報告若しくは資料

の提出をせず、又は虚偽の記載をした報告をし、若しくは虚偽の資料の提出をした者

三 第二十四條の規定による立入を拒み、又は妨げた者

四 第二十五條第二項の規定による出頭を拒んだ者

五 第二十七條の規定による土地の使用の一時制限に違反し、又は土地、工作物若しくは樹木の一時使用を拒み、若しくは妨げた者

六 第二十八條の規定による試験材料の採取収集を拒み、又は妨げた者

第三十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關して前三條の違反行為をした場合においては、行為者を罰する外、その法人又は人に対しては、各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に關し相當の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附則

1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

2 経済安定本部設置法(昭和二十四年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項の表中土地調査準備会の項を次のように改める。

国土調査
審議会

国土調査法（昭和二十六年法律第...）の規定により、その権限に属せしめられた事項を行うこと。

〔佐々木良作君登壇、拍手〕

○佐々木良作君 只今議題となりまして、国土調査法案につきまして、経済安定委員会におきます審議の経過と結果を御報告申し上げます。

政府の提案理由の説明は省略いたしますが、要するに国土の総合的な開発及び保全の基礎を確立するために、国土を実態的且つ総合的に調査しようというのであります。

次に本法案の内容につきまして御説明申し上げます。第一に国土調査と申しますのは、基本調査、土地分類調査、水調査及び地籍調査のことでありまして、そのうち基本調査は国の機関と都道府県が行い、土地分類調査と水調査は国の機関と地方公共団体が行うこととなつております。国と地方公共団体とがそれぞれ適当な部分を担当して、この事業の完遂を図ることになつております。二番目に、国土調査に関する業務は経済安定本部で統轄することといたしまして、そのために経済安定本部に国土調査審議会を設け、国土調査に關し總裁の諮問に応じたり、或いは總裁を通じて関係行政機関の長に意見を申し出る等、国土調査に關する重要事項について調査審議するのであります。調査の実施は関係各省庁が、それぞれその所管に応じて行うことになつております。三番目に、国土調査が行われる都道府県には、都道府県国土調査委員会を設置いたしまして、都道府県の区域内における国土調査の実施のため必要な連絡及び調整を行うことになつております。第四番目に、安定本部總裁又は主務大臣の意見に基いて国土調査の計画の一部を変更した者及び主務大臣の勧告に基いて国土調査を行う者に対しては、国は予算の範囲内で補助金を交付することとができるようになつております。第五、最後に国土調査の結果作成された地図及び簿冊につきましては、認証の制度を設けまして、国土調査の結果の精度を確保すると共に、この成果によつて土地台帳などの訂正を行うことができるようになつております。このほかに、計画及び実施とか、その他立会、出頭、障害物除去、土地の使用制限、土地等の一時使用或いは損失補償等の規定がありますが、以上極く簡単な内容だけの報告にとどめたいと思ひます。

さて、本法案につきましては、建設委員会及び農林委員会との関係も深いこととありまして、建設及び農林委員会と連合委員会を開きまして、慎重に審議を重ねたのであります。その審議の詳細は速記録によつて了承して頂くことにいたしまして、質疑のほんの主な点二、三を整理して申し上げます。第一は、本法案と国土総合開発法との関係はどうか。それから第二番目に、国と地方公共団体等との経費の関係はどうか。三番目に、本法案が施行されました際、政府は責任を持つて調査完遂に努力するかどうか、その決意のほどはどうだという意味であります。これが主なる質疑でありまして、これらに對しまして、政府からはそれぞれ次のような答弁がなされました。第一の点につきましては、国土調査法と、国土総合開発法とは表裏一体の関係であり、むしろ国土調査のほうが総合開発に先行し総合開発のための資料となるのが理想でありますけれども、現在では国土調査と総合開発の仕事を並行して行くよりはかかないので、そのように行いたいと思つておるとのこと。第二点につきましては、国土調査全体については、国及び地方公共団体等、合せておおよね三百億程度と考えられるのでありますが、そのうち国の負担する部分は約二百億で、地方公共団体などが国土調査のための計画を変更した部分についてのみ予算の範囲内で補助金を交付するものであります。国土調査自体のためにのみ地方公共団体が負担する部分は、まあそれほど大きい部分ではないと考えられるとの答弁でありました。第三点につきましては、政府は、本法の趣旨を全うするために、できるだけ努力をするという強い意思表示が一応あつたわけでありまして、その他連合委員会におきましては、緑風会の赤木委員から、技術的な問題につきまして、特にそのうち、この法案の提出がされたい点について鋭い追及がありまして、又経済安定委員会に移しましてからは、藤野委員から、各條文に即しまして、詳細なる質疑が行われましたことを附加して置きます。

討論に入りましてから、野田委員から、本法案の施行期日が昭和二十六年四月一日からとなつておりますので、すでに期日を経過しておりますから、公布の日から施行するという旨の修正案が提出され、又兼岩委員からは反対の意見が述べられたのであります。この兼岩委員の反対意見につきましては、恐らく本人から討論があると思ひますから省略いたします。かくいたしまして、採決の結果、野田委員の提出されましたところの修正案通り修正議決されました次第であります。

以上簡単にありますが、本法案につきましての本委員会におきます審議の経過と結果の御報告であります。

○議長（佐藤武君） 本案に對し討論の通告がございます。発言を許します。兼岩傳一君。

〔兼岩傳一君登壇〕

○兼岩傳一君 本案は昭和二十二年以来経済安定本部の資源調査会を中心として進められて、日本の復興を急務とする科学者、技術者及び専門家の諸氏によつて慎重に審議されて来たものでございまして、その主観的意図において何ら反対すべきものはないのみならず、我々と念願を同じうするのでございまして。併しながらこの法案が極めて反動的な吉田内閣の手によつて実行に移されまふ場合、如何なる政治的な効果をもち来たらすであらうか、これが日本の國民經濟に如何なる影響を持ち来たらすであらうかという観点に立ちます。日本共産黨は遺憾ながらこれに對して反対せざるを得ないのでございまして。以下具体的にその反対の事項を申述べて見たいと思ひます。

この法律案が意圖しております調査は四項目でございます。第一は基本調査、第二は土地分類調査、第三は水の調査、第四は地籍の調査となつております。この四つの調査の果すであらう役割をこれから指摘いたします。

先ず第一に基本調査、これは基準点測量をしようとするものでございまして、一切の今後の測量、ばらばらに行われまふ測量を全部四等三角点にまとめ、これを三等、二等、一等といふ

うに全国土の測量を合理的に統一して行こうというところにある。その意図するところは極めて科学的であります。併しながら日本の経済が發展でなくて崩壊、繁榮でなくて荒廢の途を辿ります以上、これらの善良なる意図に基く科学的な測量の調査も、實際的に経済に役立つことなく、これが單なる測量技術の温存として役立つであろうという点を指摘せざるを得ないのでございます。

それから第二に土地分類調査、これは林野と農耕地の現況を調査し、且つ土壌の性質を深く究めようとするところの意図を持っておりますが、日本の農業は肥料及び米価の悪い政策と、外国からの食糧の高価なる押付け輸入、それから工業関係の独占価格の狭み討ちに会つて荒廢の一途を辿つておりますので、善良なこの調査の意図にもかかわらず、この調査の結果は、将来の日本の歴史において、吉田内閣が如何に国土を荒廢させたかの科学的な記録となつて残るにとどまるであります。

第三に水の調査、即ち治山及び治水及び利水、なかんずく水力発電の開発を意図するところの水調査は如何なる効果を擧げるべきでしょうか。関係者は恐らく一九三二年、三年にかけて着手され、非常な成功を収めましたアメリカのテネシー溪谷系の総合的な水力開発、TVAを夢見ているのでありま

しょう。併しながらこれはルーズベルトの極めて進歩的なニュー・ディール政策及びこの政策の成果として、最も反動的なヒットラー、ムツソリーニ及び東條の反動的なファシスト軍を倒すために役立つという、世界の歴史的な進歩的な意味において大きな役割を果したのであります。この植民地的、隷屬的な日本の持つ資源が、およそこのTVAなどというような形に進むのでなくて、全くこれと反対に、日米經濟協力の名の下に、外国の外資導入を名として、そして外国のために大切な資源を売却するのみならず、これから得られました水力電氣を平和産業の無制限の發展に使わないで、アメリカの史上空前の大軍備擴張に照応するところの軍需産業の下請にこれを利用することによつて、一方において農業を荒廢させ、一方において平和産業を破壊させて、日本を一層困難な状態に陥れるところの調査を果すにとどまるのであります。これはこの法律案全体、国土調査、この国土調査というのがヒットラー・ドイツの国土計画に範をとつておりますが、この国土調査はむしろTVAに進まないのみならず、反対にヒットラーのやりました、同じく一九三二年から三三年にかけて全世界を揺り動かしましたヒットラーの国土計画、あの自動車道路の製造を思ひしめるものがあります。同時に日本の全

技術者のみならず、世界の技術者はヒットラーの自動車道路網、国土計画に基礎を置くところの自動車道路網の築造に目をみはつたのであります。この自動車道路網の意図するところが、国内の労働者運動を弾圧し、国外的には二正面作戦を解決するための軍事的な目的であつたために、歴史が証明するがごとくヒットラーは惨敗を喫し、ゲルマン民族を今日の崩壊に導き入

れ、今日ドイツでは、あのヒットラーの自動車道路はヒットラーの墓場と呼ばれておるやうであります。かような悲惨な方向に導くところの調査になる危険性がある。即ち関係科学者、技術者及び専門家の善良なる意図にもかかわらず、この法案はむしろヒットラーの二の舞を踏み、破壊的な意味において、さうな方向のための基礎調査になるところの危険性を持つておるのであります。

最後に地籍調査とは、土地の細延び及び林野に多くありますところの所有関係のあいまいさを正確にしようとするのであります。これはさうでなく、さき前記請求、重税に悩む国民に、重税の合理化としての土地の地籍調査に帰着するところの危険性が極めて大であります。

以上を総合いたしましたして、大臣のこの提案の説明にござりまするに、經濟自立を達成するために生産水準を向

上させ、貿易規模を飛躍的に拡大させ、国土資源を最大限に活用するため、天然資源を我が国民經濟の發展に寄與するよう開発するための基礎調査だ、こういうふうには説明をいたしておりますが、この言葉は全部裏返しにいたしますと、この法律案の役割をすつきりと説明するのであります。即ち我が國經濟を自立させるのでなくて、外国の隷屬化、そしてこれが單獨平和によつて仕上げるのである。この經濟の隷屬化、植民地化、生産水準の向上とは、軍需産業のみについていささかこれが当てはまるとしまして、全平和産業の水準の下落、貿易の飛躍的な拡大とはこれは真つ赤な嘘であります。中国との貿易の切斷によりまして、日本の貿易の荒廢と転落、国土資源最大限の活用、これは利根川初め北上川、あらゆる問題になつております全河川が崩壞の一途を辿つておるといふことで証明されるがごとく、国土資源を最大限に活用するのでなくて、国土資源の無限の荒廢、そして我が國民經濟の充實でなくて、我が國民經濟を崩壞させて行く、こういう吉田内閣の政治的役割の基礎調査になるであらうといふことを私は見通しますが故に、この法案に対して反対をするものでござります。

○議長(佐藤尚武君) これにて討論の通告者の発言は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。委員長報告は修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は委員会修正通り議決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第五、地方自治法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。地方行政委員会理事堀末治君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

地方自治法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十六年五月十七日

衆議院議長 林 譲治

参議院議長 佐藤尚武殿

地方自治法の一部を改正する法律

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第百五十八條第二項第一号を次のように改める。

一 主税局

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第百五十八條第二項第一号を次のように改める。

一 主税局

(一) 都税及び都税に係る税外収入に関する事項

二 建築局

(一) 住宅及び建築に関する事項

三 港務局

(一) 港務に関する事項

附則

この法律は、昭和二十六年六月一日から施行する。

〔編末治君登壇、拍手〕

○編末治君 只今議題となりました地方自治法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は衆議院の提出にかかり、東京都は條例で主税局及び港務局を置くことができる旨を定めようとするものであります。その理由は、現在東京都においては税務行政は財務局の主税部で、港務行政は建設局の港務部でそれぞれ処理していますが、いずれもその行政の性質、分量、人的組織、事務機構等各般の事情に鑑み、その円滑な処理と目的達成のために、各独立の局を設ける必要があるというのであります。

委員会においては、先ず発議者の一人たる野村兼義院議員から提案理由の説明を聞いた後質疑に入り、各委員と野村議員及び政府委員並びに参考人春都副知事との間に質疑応答が行われました。二つの部を局に昇格させる必要

要如何との問に対しては、税務については、地方税法の改正に伴い二十三カ所に都庁轄の税務事務所を設けて遺漏なきを期しているが、都税収入の都財政上に占める地位と、三千数百名の職員を擁する税務機構を一層効率的に運営するために、主税局を設けようとするものであり、港務行政については、従来港務局を設けて運営したが、終戦後これを都に改めたところ、最近海運復興の機運に配慮し、又港務法の制定に伴い重要港務に指定され、都が管理者となつたので、ここに再び都を局に昇格して運営の完璧を期せんとするのであるとの答弁がありました。更に各委員から道府県の部制についても、この際條例に一任するように法律を改正すべきではないかとの質疑が繰返されましたが、これに対し政府委員から、行政事務の再配分の解決と相付つて適当に処置したいとの答弁がありました。なを詳細は速記録によつて御覽を願います。

かくて質疑を終り、討論に入りましたところ、相馬委員から、政府は将来成るべく速かに抜本的改正を行ふべきことを希望する旨を述べ、て原案に賛成し、岩本委員も又新局長以下昇格に心おこることなきよう善処することを要望の上賛成の意を表明しました。次いで採決に入りましたところ、全会一致で採決は可決となつた次第であります。

右御報告いたします。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者多数〕

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第六、高圧ガス取締法案(内閣提出)を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。通商産業委員長深川榮左エ門君。

審査報告書

高圧ガス取締法案
右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年五月二十一日
通商産業委員長 深川榮左エ門
参議院議長佐藤尚武殿
多数意見者署名

境野 清雄 廣瀬興兵衛
西田 隆男 上原 正吉
島 清 小松 正雄
栗山 良夫 山川 良一
小野 義夫 加藤 正人
結城 安治 古池 信三
駒井 廉平

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は危険物としての高圧ガスの取締規定である現行の圧縮瓦斯

斯及液化瓦斯取締法を全面的に改正したものである。その内容とするところは、(一)日本国憲法の施行に伴う法体系の整備、(二)高圧ガス工業の進歩発達に伴う技術基準の再検討、(三)取締担当機関の明確化である。

なお本法案中高圧ガス保安審議会の構成人員中経験者の任期について政府提出原案は六ヶ月で一回限り再任を妨げないとするが、一回限りを削除して任期の制限を緩和する如く修正した。修正を含めた本法案は現下の業界の実情よりして妥當な措置と認める。

二、事件の利害得失

修正を行つた本法案施行により、高圧ガスによる災害を防止して公共の安全を確保し得る利益がある。

三、費用

本法施行のために要する費用は約千五百三十万円である。

高圧ガス取締法案

右
国会に提出する。

昭和二十六年三月三十日
内閣総理大臣 吉田 茂

高圧ガス取締法案

高圧ガス取締法

目次

第一章 総則(第一條―第四條)
第二章 事業(第五條―第二十五條)
第三章 保安(第二十六條―第三十九條)
第四章 容器、機器及び原料ガス(第四十條―第五十九條)

第五章 雑則(第六十條―第七十九條)

第六章 罰則(第八十條―第八十四條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一條 この法律は、高圧ガスの製造、販売、貯蔵、移動その他の取扱及び消費並びに容器の製造及び取扱を規制することにより、高圧ガスによる災害を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律で「高圧ガス」とは、左の各号に掲げるものをいう。

一 常用の温度において圧力(ゲージ圧力をいう。以下同じ)が十キログラム毎平方センチメートル以上となる圧縮ガスであつて現にその圧力が十キログラム毎平方センチメートル以上であるもの又は温度三十五度において圧力が十キログラム毎平方センチメートル以上となる圧縮ガス(圧縮アセチレンガスを除く)。

二 常用の温度において圧力が二キログラム毎平方センチメートル以上となる圧縮アセチレンガスであつて現にその圧力が二キログラム毎平方センチメートル以上であるもの又は温度十五度において圧力が二キログラム毎平方センチメートル以上となる圧縮アセチレンガス。

三 温度三十五度において圧力が二キログラム毎平方センチメートル以上となる液化ガス

四 前号に掲げるものを除く外、温度三十五度において圧力零キログラム毎平方センチメートルをこえる液化ガスのうち、シアン化水素ガス、フロン十一ガス、ブロムメチルガス又はその他の液化ガスであつて、政令で定めるもの

(適用除外)

第三條 この法律の規定は、左の各号に掲げる高圧ガスについては、適用しない。

一 高圧ボイラー及びその導管内における高圧蒸気

二 圧力式ケーブル内における高圧電線ガス

三 内燃機関の始動、自動車用タイヤの空気、充てん、びよう打若しくはさく、岩又は道路工事若しくはは鉄道工事の用に供する圧縮装置内における圧縮空気

四 一馬力以下の動力を使用する冷凍設備内における高圧ガス

五 その他災害の発生のおそれがない高圧ガスであつて、政令で定めるもの

2 第四十條から第五十六條まで、第五十九條から第六十三條までの規定は、内容積一デシリットル以下の容器及び密閉しないで用いられる容器については、適用しない。

(国に対する適用)

第四條 この法律の規定は、第七十三條及び第六章の規定を除き、国に適用があるものとする。この場

合において「許可」又は「認可」とあるのは、「承認」と読み替へるものとする。

第二章 事業

(製造の許可等)

第五條 左の各号の一に該当する者は、事業所ごとに、都道府県知事の許可を受けなければならない。

一 圧縮、液化その他の方法で処理することができるガスの容積(温度零度、圧力零キログラム毎平方センチメートルの状態に換算した容積をいう。以下同じ。)が一日三十立方メートル以上である設備を使用して高圧ガスの製造(容器に充てんすることを含む。以下同じ。)をしようとする者(次号及び第三項に規定する者を除く。)

二 一日の冷凍能力が二十トン以上の設備を使用して冷凍(冷凍設備を使用してする暖房を含む。以下同じ。)のためガスを圧縮し、又は液化して高圧ガスの製造をしようとする者

2 高圧ガスの製造の事業を行う者(前項第一号に掲げる者及び冷凍のため高圧ガスの製造をする者を除く。)

3 冷凍のためガスを圧縮し、又は液化して高圧ガスの製造をする者(第一項第二号に掲げる者を除く。以下「第二種製造者」という。)

事業所ごとに、製造開始の日の二

十日前までに製造をする高圧ガスの種類、製造のための施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法を記載した書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 第一項第二号の冷凍能力は、通商産業省令で定める基準に従つて算定するものとする。

(販売事業の許可)

第六條 高圧ガスの販売の事業を営もうとする者は、販売所ごとに、都道府県知事の許可を受けなければならない。但し、左に掲げる場合は、この限りでない。

一 前項第一項の許可を受けた者(以下「第一種製造者」という。)

二 医療用の圧縮酸素の販売の事業を営む者が貯蔵数量が常時五立方メートル未満の販売所において販売するとき。

(許可の欠格事由)

第七條 左の各号の一に該当する者は、第五條第一項又は前條の許可を受けることができない。

一 第三十八條第一項の規定により許可を取り消され、取消の日から二年を経過しない者

四 法人であつて、その業務を行う役員のうちの前各号の一に該当する者があるもの

(許可の基準)

第八條 都道府県知事は、第五條第一項又は第六條の許可の申請があつた場合には、その申請を審査し、第五條第一項の許可の申請については左の各号に適合し、第六條の許可の申請については第三号に適合していると認めるときは、許可を與えなければならない。

一 製造のための施設の位置、構造及び設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

二 製造の方法が通商産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

三 その他製造又は販売が公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(許可の取消)

第九條 都道府県知事は、第一種製造者又は第六條の許可を受けた者(以下「販売業者」という。)

第十條 第一種製造者又は販売業者について相続又は合併があつた場合において、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人

を選定したときは、その者)又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、第一種製造者又は販売業者の地位を承継する。

2 前項の規定により第一種製造者又は販売業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第十一條 第一種製造者は、製造のための施設を、その位置、構造及び設備が第八條第一号の技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

2 第一種製造者は、第八條第二号の技術上の基準に従つて高圧ガスの製造をしなければならない。

3 都道府県知事は、第一種製造者の製造のための施設又は製造の方法が第八條第一号又は第二号の技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合するように製造のための施設を修理し、改造し、若しくは移転し、又はその技術上の基準に従つて高圧ガスの製造をすべきことを命ずることができる。

第十二條 第二種製造者は、製造のための施設を、その位置、構造及び設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

2 第二種製造者は、通商産業省令で定める技術上の基準に従つて高圧ガスの製造をしなければならない。

3 都道府県知事は、第二種製造者の製造のための施設又は製造の方法が前二項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合するように製造のための施設を修理し、改造し、若しくは移転し、又はその技術上の基準に従つて高压ガスの製造をすべきことを命ずることができ、

第十三条 第五條第二項に規定する者は、第八條第二号の技術上の基準に従つて高压ガスを容器に充てんしなければならない。

(製造のための施設等の変更)

第十四条 第一種製造者は、製造のための施設的位置、構造若しくは設備の変更の工事をして、又は製造をする高压ガスの種類若しくは製造の方法を変更しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 第八條の規定は、前項の許可に準用する。

3 第二種製造者は、製造のための施設的位置、構造若しくは設備の変更の工事をして、又は製造をする高压ガスの種類若しくは製造の方法を変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。

(貯蔵)

第十五条 高压ガスの貯蔵は、通商産業省令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。但し、通商産業省令で定める容積以下の高压ガスについては、この限りでない。

2 都道府県知事は、高压ガスの貯蔵が前項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、高压ガスを貯蔵する者に對し、その技術上の基準に従つて高压ガスを貯蔵すべきことを命ずることができ、

(貯蔵所)

第十六条 容積三百立方メートル以上の高压ガスを貯蔵するときは、あらかじめ都道府県知事の許可を受けて設置する貯蔵所(以下「高压ガス貯蔵所」という。)においてなければならない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その高压ガス貯蔵所の位置、構造及び設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すると認めるときは、許可を與えなければならない。

3 第一項の場合において、貯蔵する高压ガスが液化ガス又は液化ガス及び圧縮ガスであるときは、液化ガス十キログラムをもつて容積一立方メートルとみなして、同項の規定を適用する。

第十七条 高压ガス貯蔵所の譲渡又は引渡があつたときは、譲受人又は引渡を受けた者は、高压ガス貯蔵所の設置の許可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により高压ガス貯蔵所の設置の許可を受けた者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第十八条 高压ガス貯蔵所の所有者又は占有者は、高压ガス貯蔵所を、その位置、構造及び設備が第一

十六條第二項の技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

2 都道府県知事は、高压ガス貯蔵所の位置、構造及び設備が第十六條第二項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、所有者又は占有者に對し、その技術上の基準に適合するように、高压ガス貯蔵所を修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができ、

第十九条 高压ガス貯蔵所の所有者又は占有者は、高压ガス貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事をしようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 第十六條第二項の規定は、前項の許可に準用する。

(完成検査)

第二十条 第五條第一項、第十四條第一項、第十六條第一項又は前條第一項の許可を受けた者は、高压ガスの製造のための施設又は高压ガス貯蔵所の設置又はその位置、構造若しくは設備の変更の工事を完成したときは、製造のための施設又は高压ガス貯蔵所につき、都道府県知事が行う完成検査を受け、これらが第八條第一号又は第十六條第二項の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。

(製造等の廃止等の届出)

第二十一条 第一種製造者は、高压ガスの製造を開始し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 第五條第二項に規定する者又は第二種製造者は、高压ガスの製造を廃止したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 販売業者は、高压ガスの販売の事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 高压ガス貯蔵所の所有者又は占有者は、高压ガス貯蔵所の用途を廃止したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(輸入)

第二十二条 高压ガスの輸入をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 都道府県知事は、輸入をしようとする高压ガスの性状及びその容器が通商産業省令で定める技術上の基準に適合し、且つ、その輸入が公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項の許可を與えなければならない。

3 第一項の許可を受けて高压ガスの輸入をした者は、遅滞なく、その高压ガス及びその容器につき、都道府県知事が行う検査を受けなければならない。

(移動)

第二十三条 高压ガスを移動するには、その容器について、通商産業省令で定める保安上必要な措置を講じなければならない。

2 導管により高压ガスを輸送する

には、通商産業省令で定め技術上の基準に従つてその導管を設置し、及び維持しなければならない。

(詰替)

第二十四条 高压ガスの詰替は、詰替の場所、使用すべき計量器その他の機械器具その他詰替の方法について通商産業省令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

(消費及び廃棄)

第二十五条 通商産業省令で定める高压ガスの消費及び廃棄は、消費及び廃棄の場所、数量その他消費及び廃棄の方法について通商産業省令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

第三章 保安

(危害予防規程)

第二十六条 第一種製造者は、危害予防規程を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

2 都道府県知事は、危害予防規程が第八條第一号及び第二号の技術上の基準に適合していないとき、その他公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、前項の認可をしてはならない。

3 都道府県知事は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、危害予防規程の変更を命ずることができ、

4 第一種製造者及びその従業者

には、通商産業省令で定め技術上の基準に従つてその導管を設置し、及び維持しなければならない。

(詰替)

第二十四条 高压ガスの詰替は、詰替の場所、使用すべき計量器その他の機械器具その他詰替の方法について通商産業省令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

(消費及び廃棄)

第二十五条 通商産業省令で定める高压ガスの消費及び廃棄は、消費及び廃棄の場所、数量その他消費及び廃棄の方法について通商産業省令で定める技術上の基準に従つてなければならない。

第三章 保安

(危害予防規程)

第二十六条 第一種製造者は、危害予防規程を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

2 都道府県知事は、危害予防規程が第八條第一号及び第二号の技術上の基準に適合していないとき、その他公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、前項の認可をしてはならない。

3 都道府県知事は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、危害予防規程の変更を命ずることができ、

4 第一種製造者及びその従業者

は、危害予防規程を守らなければならない。

(保安教育)

第二十七條 第一種製造者、第二種製造者、販売業者又は高压ガス貯蔵所の所有者若しくは占有者は、従業者に高压ガスによる災害の発生の防止に必要な教育を施さなければならない。

(作業主任者)

第二十八條 第一種製造者（一日に製造をする高压ガスの容積が通商産業省令で定める容積以下である者その他通商産業省令で定める者を除く。以下この條、第三十三條及び第三十四條において同じ。）は、事業所ごとに、通商産業省令で定める区分に従い、高压ガス作業主任者免状（以下「作業主任者免状」という。）の交付を受けている者のうちから、高压ガス作業主任者（以下「作業主任者」という。）を選任し、高压ガスの製造の作業に係る保安について監督を行わせなければならない。

2 第一種製造者は、前項の規定により作業主任者を選任したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

2 第一種製造者は、前項の規定により作業主任者を選任したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

(作業主任者免状)

第二十九條 作業主任者免状の種類は、甲種化学主任者免状、乙種化学主任者免状、甲種機械主任者免状、乙種機械主任者免状、第一種冷凍機械主任者免状、第二種冷凍機械主任者免状及び第三種冷凍機械主任者免状とする。

2 作業主任者免状の交付を受けている者がその保安について監督を行うことができる高压ガスの製造の作業の範囲は、前項に掲げる作業主任者免状の種類に応じて通商産業省令で定める。

3 作業主任者免状は、高压ガス作業主任者国家試験（以下「国家試験」という。）に合格した者であつて、通商産業省令で定める高压ガスの製造の作業に関する経験を有する者でなければ、その交付を受けることができない。

4 左の各号の一に該当する者に対しては、作業主任者免状の交付を行わないことができる。

一 作業主任者免状の返納を命ぜられ、その日から二年を経過しない者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

5 作業主任者免状の交付に関する手続的事項は、通商産業省令で定める。

第三十條 通商産業大臣は、作業主任者免状の交付を受けている者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、その作業主任者免状の返納を命ずることができる。

(国家試験)

第三十一條 国家試験は、高压ガスの製造及び高压ガスによる災害の発生の防止に関して必要な知識及び技能について行う。

2 国家試験は、第二十九條第一項に規定する作業主任者免状の種類ごとに、毎年少くとも一回、通商産業大臣が行う。

3 国家試験の試験科目、受験手続その他国家試験の実施細目は、通商産業省令で定める。

(作業主任者等の義務)

第三十二條 作業主任者は、誠実にその職務を行わなければならない。

2 高压ガスの製造に従事する者は、作業主任者がこの法律又はこの法律に基づく命令及び危害予防規程の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。

(作業主任者の代理者)

第三十三條 第一種製造者は、第二十八條第一項の区分に従い、作業主任者免状を有する者のうちから、あらかじめ、作業主任者の代理者を選任し、作業主任者が旅行、疾病その他の事故によつてその職務を行うことができない場合に、その職務を代行しなければならない。

2 第一種製造者は、前項の代理者を選任したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

3 第一項の代理者は、作業主任者の職務を代行する場合に、この法律の規定の適用については、作業主任者とみなす。

(作業主任者等の解任命令)
第三十四條 都道府県知事は、作業主任者若しくはその代理者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令

の規定に違反したとき、又はこれらの者にその職務を行わせることが公共の安全の維持若しくは災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、第一種製造者に対し、作業主任者又はその代理者の解任を命ずることができ、

(保安検査)

第三十五條 第一種製造者は、高压ガスの爆発その他災害が発生するおそれがある製造のための施設であつて、通商産業省令で定めるものについて、都道府県知事が毎年定期に行う保安検査を受けなければならない。但し、通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の保安検査は、その施設が第八條第一号の技術上の基準に適合しているかどうかについて行う。

(危険時の措置及び届出)

第三十六條 高压ガスの製造のための施設、高压ガス貯蔵所又は高压ガスを充てんした容器が危険な状態となつたときは、高压ガスの製造のための施設、高压ガス貯蔵所又は高压ガスを充てんした容器の所有者又は占有者は、直ちに、通商産業省令で定める災害の発生の防止のための応急の措置を講じなければならない。

2 前項の事態を発見した者は、直ちに、その旨を都道府県知事又は警察官若しくは警察吏員に届け出なければならない。

(火気等の制限)
第三十七條 何人も、第五條第一項

若しくは第三項の事業所又は高压ガス貯蔵所においては、第一種製造者若しくは第二種製造者又は高压ガス貯蔵所の所有者若しくは占有者が指定する場所で火気を取り扱つてはならない。

2 何人も、第一種製造者若しくは第二種製造者又は高压ガス貯蔵所の所有者若しくは占有者の承諾を得ないで、発火しやすい物を携帯して、前項に規定する場所に立ち入つてはならない。

(許可の取消等)

第三十八條 都道府県知事は、第一種製造者、販売業者又は高压ガス貯蔵所の所有者若しくは占有者が左の各号の一に該当するときは、第五條第一項、第六條若しくは第十六條第一項の許可を取り消し、又は期間を定めてその製造、販売若しくは貯蔵の停止を命ずることができる。但し、高压ガス貯蔵所の所有者又は占有者にあつては、第六條の規定については、この限りでない。

一 第十一條第三項、第十二條第三項、第十五條第二項、第十八條第二項、第二十六條第三項、第三十四條若しくは次條第一号若しくは第三号の規定による命令又は次條第二号の規定による禁止若しくは制限に違反したとき。

二 第十四條第一項、第十九條第一項又は第二十二條第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けなかったとき。

三 第十六條第一項又は第二十八

條第一項の規定に違反したとき。

四 第二十條の完成検査を受けな
い、高圧ガスの製造のための
施設又は高圧ガス貯蔵所を使用
したとき。

五 第六十五條第一項の條件に違
反したとき。

六 第七條第二号から第四号まで
に該当するに至つたとき。

2 都道府県知事は、第二種製造者
が左の各号の一に該当するとき
は、期間を定めてその製造の停止
を命ずることができる。

一 第十二條第三項若しくは次條
第一号若しくは第三号の規定に
よる命令又は次條第二号の規定
による禁止若しくは制限に違反
したとき。

二 第二十二條第一項の規定によ
り許可を受けなければならぬ事
項を許可を受けなかったとき。

(緊急措置)
第三十九條 通商産業大臣又は都道
府県知事は、公共の安全の維持又
は災害の発生防止のため緊急の
必要があると認めるときは、左に
掲げる措置をすることができる。

一 第一種製造者、第二種製造者
又は高圧ガス貯蔵所の所有者若
しくは占有者に対し、製造のた
めの施設又は高圧ガス貯蔵所の
全部又は一部の使用を一時停止
すべきことを命ずること。

二 第一製造者、第二種製造者、
販売業者、高圧ガス貯蔵所の所
有者又は占有者その他高圧ガス
を取り扱う者に対し、製造、引

渡、貯蔵、移動、詰替、消費又
は廃棄を一時禁止し、又は制限
すること。

三 高圧ガス又はこれを充てんし
た容器の所有者又は占有者に対
し、その廃棄又は所在場所の変
更を命ずること。

第四章 容器、機器及び原料
ガス

(製造事業の届出)
第四十條 高圧ガスを充てんするた
めの容器(以下單に「容器」とい
う。)の製造の事業を行う者(以下
「容器製造業者」という。)は、事業
所ごとに、事業開始の日より二十日
前までに、製造をする容器の種
類、製造のための設備及び製造の
方法を記載した書面を添えて、そ
の旨を通商産業大臣に届け出なけ
ればならない。

(製造のための設備及び製造の方法)
第四十一條 容器製造業者は、製造
のための設備を、通商産業省令で
定める技術上の基準に適合するよ
うに維持しなければならない。

2 容器製造業者は、通商産業省令
で定める技術上の基準に従つて容
器の製造をしなければならない。

3 通商産業大臣は、容器製造業者
の製造のための設備又は製造の方
法が前二項の技術上の基準に適合
していないと認めるときは、その
技術上の基準に適合するように製
造のための設備を修理し、若しく
は改造し、又はその技術上の基準
に従つて容器の製造をすべきこと
を命ずることができる。

(製造のための設備等の変更)
第四十二條 容器製造業者は、製造

のための設備の変更の工事をし、
又は製造をする容器の種類若しく
は製造の方法を変更しようとする
ときは、あらかじめ、通商産業大
臣に届け出なければならない。

(容器の輸入)
第四十三條 容器(高圧ガスを充
てんした容器を除く。)の輸入をし
た者は、遅滞なく、その旨を通商
産業大臣に届け出なければならない。

(容器検査)
第四十四條 容器の製造又は輸入を
した者は、通商産業大臣が行う容
器検査を受け、これに合格したも
のでなければ、当該容器を譲渡
し、又は引き渡ししてはならない。
但し、輸出その他の用途に供する
容器であつて、通商産業大臣の許
可を受けたもの及び高圧ガスを充
てんして輸入されたものであつ
て、高圧ガスを充てんしてあるも
のについては、この限りでない。

2 前項の容器検査を受けようとし
る者は、その容器に充てんしよう
とする高圧ガスの種類及び圧力を
明らかにしなければならない。

3 第一項の容器検査においては、
その容器が通商産業省令で定める
高圧ガスの種類及び圧力の大きさ
別の容器の規格に適合するとき
は、これを合格とする。

(容器証明書)
第四十五條 通商産業大臣は、容器
が容器検査に合格したときは、容
器検査を受けた者に対し、容器証
明書を交付しなければならない。

2 容器証明書は、他人に譲渡し、
又は貸與してはならない。但し、

容器とともに譲渡する場合は、こ
の限りでない。

3 容器証明書の交付を受けている
者がこれをよこし、損じ、又は失
つたときは、その容器の所在場所
を管轄する都道府県知事を経由し
て通商産業大臣に申請し、その再
交付を受けることができる。

4 容器証明書の様式は、通商産業
省令で定める。

(容器の表示)
第四十六條 容器検査を受けた者
は、前條第一項の規定により容器
証明書の交付を受けたときは、遅
滞なく、その容器に、通商産業省
令で定める方式による刻印及び表
示をしなければならない。

2 何人も、前項又は第五十四條第
三項に規定する場合の外、容器
に、前項の刻印若しくは表示又は
これらと紛らわしい刻印若しくは
表示をしてはならない。

(容器の譲渡等)
第四十七條 容器は、容器証明書と
ともにするものでなければ、譲渡
し、又は譲り受けてはならない。
但し、第二十二條第一項の許可を
受け高圧ガスを充てんして輸入さ
れた容器であつて、当該高圧ガス
を充てんしてあるものを譲渡し、
若しくは譲り受ける場合、容器を
輸出し、若しくは容器(高圧ガス
を充てんしたものを除く。)を輸入
する場合又はくず化し、その他容
器として使用することができない
ように処分したものを譲渡し、若
しくは譲り受ける場合は、この限
りでない。

2 容器(前項但書に規定するもの
を除く。)を譲り受けた者は、遅滞
なく、通商産業省令で定めるところ
により、容器証明書に、裏書を
しなければならない。

(充てん)
第四十八條 高圧ガスを容器に充
てんする場合は、その容器は、左
の各号に該当するものでなければ
ならない。

一 その所有者が容器証明書の交
付を受けているものであること。

二 通商産業省令で定める規格に
適合するバルブを装置してある
こと。

三 溶接その他第四十四條第三項
の容器の規格に適合することを
困難にするおそれがある方法で
加工をした容器にあつては、そ
の加工が通商産業省令で定める
技術上の基準に従つてなされた
ものであること。

四 容器検査又は容器再検査を受
けた後通商産業省令で定める期
間を経過した容器又は損傷を受
けた容器にあつては、容器再検
査を受け、これに合格し、且
つ、容器証明書にその旨の記載
がなされているものであること。

2 容器に充てんする高圧ガスは、
容器証明書に記載された種類のも
のでなければならず、且つ、圧縮
ガスにあつては、容器証明書に記
載された圧力以下のものであり、
液化ガスにあつては、通商産業省
令で定める方法により、容器証明
書に記載された内容に添じて計
算した質量以下のものでなければ
ならない。

3 通商産業大臣が危険のおそれないと思へ、條件を附して許可した場合において、その条件に従つて高压ガスを充てんするときは、前二項の規定は、適用しない。
(容器再検査)

第四十九條 容器再検査は、通商産業大臣又は通商産業大臣が行う容器検査所の登録を受けた者が行う。

2 容器再検査においては、その容器が通商産業省令で定める高压ガスの種類及び圧力の大きき別の規格に適合しているときは、これを合格とする。

3 通商産業大臣又は容器検査所の登録を受けた者は、容器が容器再検査に合格したときは、これに通商産業省令で定める方式による刻印をし、且つ、通商産業省令で定めるところにより、容器証明書に、裏書をしなければならぬ。

4 何人も、前項に規定する場合の外、容器に、前項の刻印又はこれと紛らわしい刻印をしてはならぬ。

5 容器検査所の登録を受けた者が容器再検査を行うべき場所は、その登録を受けた容器検査所とする。

(容器検査所の登録)

第五十條 容器検査所の登録は、三年ごとにその更新を受けなければならない、効力を失ふ。

2 第七條各号の一に該当する者又は第五十三條の規定により登録を取り消され、取消の日から二年を経過しない者は、容器検査所の登録又はその更新を受けることができない。

3 通商産業大臣は、容器検査所の登録又はその更新の申請があつた場合において、その容器検査所の検査設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すると認めるときは、登録又はその更新をしなければならない。

4 通商産業大臣は、容器再検査の実施を適正にするため特に必要があると思へるときは、容器検査所の登録又はその更新に際し、その容器検査所において容器再検査を行うことができる容器の種類を制限することができる。

(登録を受けた者の義務)
第五十一條 容器検査所の登録を受けた者は、容器再検査を行うべきことを求められたときは、正当な事由がある場合を除き、遅滞なく、容器再検査を行わなければならない。

2 容器検査所の登録を受けた者は、容器検査所の検査設備を、前條第三項の技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

(検査主任者)
第五十二條 容器検査所の登録を受けた者は、容器検査所ごとに、通商産業省令で定める容器の製造の作業に関する知識及び経験を有する者又は作業主任者免状の交付を受けている者のうちから、検査主任者を選任し、容器再検査の実施について監督せなければならぬ。

2 容器検査所の登録を受けた者は、前項の規定により検査主任者を選任したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

3 検査主任者は、誠実にその職務を行わなければならない。

4 通商産業大臣は、検査主任がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反したとき、又はその者にその職務を行わせることが容器再検査の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、容器検査所の登録を受けた者に対し、検査主任者の解任を命ずることができる。

(登録の取消等)

第五十三條 通商産業大臣は、容器検査所の登録を受けた者が左の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて容器再検査の停止を命ずることができる。

一 第七條第二号から第四号までに該当するに至つたとき。

二 第四十九條第三項若しくは第四項、第五十一條又は前條第一項の規定に違反したとき。

三 第五十條第四項の規定による制限又は前條第四項の規定による命令に違反したとき。

四 第六十條の規定による帳簿の記載をせず、又は帳簿に虚偽の記載をしたとき。

五 容器検査所の登録を受けた者が第一種製造者である場合において、第三十八條第一項第一号から第五号までの規定により第

五條第一項の許可を取り消されるとき。
(容器証明書の記載事項の書換)
第五十四條 容器の所有者は、その容器に充てんしようとする高压ガスの種類又は圧力を変更しようとするときは、通商産業大臣に申請し、容器証明書の書換を受けなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の書換の申請があつた場合において、変更後においてもその容器が第四十四條第三項の規格に適合すると認めるときは、書換を行わなければならない。

3 前項の書換を受けた者は、遅滞なく、当該容器に、第四十六條第一項に規定する刻印及び表示をしなければならない。

(容器証明書の返納)
第五十五條 容器証明書の交付を受けている者は、左に掲げる場合は、遅滞なく、その容器証明書を通商産業大臣に返納しなければならない。

一 容器再検査に合格しなかつた容器について三箇月以内に前條第一項の書換を受けることができないかつたとき。

二 容器を失つたとき。

三 容器を輸出したとき。

四 容器をくず化し、その他容器として使用することができないように処分したとき。

五 容器証明書の再交付を受けた場合において、その失つた容器証明書を回復するに至つたとき。

(くず化その他の処分)
第五十六條 通商産業大臣は、容器検査に合格しなかつた容器がこれに充てんする高压ガスの種類又は圧力を変更しても第四十四條第三項の規格に適合しないと認めるときは、その所有者に対し、これをくず化し、その他容器として使用することができないように処分すべきことを命ずることができる。

2 容器の所有者は、容器再検査に合格しなかつた容器について三箇月以内に第五十四條第一項の書換を受けることができないかつたときは、遅滞なく、これをくず化し、その他容器として使用することができないように処分しなければならない。

(冷凍設備に用いる機器)
第五十七條 もつぱら冷凍設備に用いる機器であつて、通商産業省令で定めるもの(以下「機器」という。)の製造の事業を行う者(以下「機器製造業者」という。)は、事業所ごとに、事業開始の日から三十日以内に、製造をする機器の種類及び製造の方法を記載した書面を添えて、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定により届け出た者は、その製造をする機器の種類又は製造の方法を変更したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

3 機器の製造の技術上の基準は、その機器を用いた設備が第八條第一号又は第十二條第一項の技術上の基準に適合することを確保するように通商産業省令で定める。

(原料ガス)

第五十八條 第一種製造者に対し、その製造をする高圧ガスの原料として、導管により供給するため、可燃性又は支燃性のガスであつて通商産業省令で定めるものの製造の事業を行う者は、事業所ごとに、事業開始の日から三十日以内に、供給するガスの種類及びその製造の方法を記載した書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。

2 前項の規定により届け出た者は、その供給するガスの種類又はその製造の方法を変更したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。

3 第一項に規定する者は、同項のガスを原料とする高圧ガスの製造が第八條第二号の技術上の基準に適合することを確保するように通商産業省令で定める技術上の基準に従つて同項のガスの製造をしなければならぬ。

(容器製造等の廃止の届出)

第五十九條 容器製造業者、機器製造業者若しくは前條第一項に規定する者又は容器検査所の登録を受けた者は、製造の事業又は容器再検査の業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならぬ。

第五章 雑則

(帳簿)
第六十條 第一種製造者、販売業者、高圧ガス貯蔵所の所有者又は占有者、容器製造業者及び容器検査所の登録を受けた者は、帳簿を備え、高圧ガス若しくは容器の製造、販売若しくは出納又は容器再検査について、通商産業省令で定める事項を記載しなければならぬ。

(報告の徴収)
第六十一條 通商産業大臣又は都道府県知事は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、第一種製造者、第二種製造者、販売業者、高圧ガス貯蔵所の所有者若しくは占有者、高圧ガスの輸入をした者、容器製造業者、容器の輸入をした者、容器検査所の登録を受けた者又は機器製造業者に対し、その業務に関し、報告をさせることができる。

(立入検査)

第六十二條 通商産業大臣又は都道府県知事は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、その職員に、高圧ガスの製造をする者、販売業者、高圧ガス貯蔵所の所有者若しくは占有者、高圧ガスを貯蔵し、若しくは消費する者、高圧ガスの輸入をした者、容器の製造をする者、容器の輸入をした者又は容器検査所の登録を受けた者の事務所、営業所、工場、事業場、高圧ガス若しくは容器の保管場所又は容器検査所に立ち入り、その者の帳簿書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最少限度の容積に限り高圧ガスを収去させることができる。

2 警察官又は警察吏員は、人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため特に必要があるとき

は、高圧ガスの製造若しくは消費の場所又は高圧ガス貯蔵所その他の高圧ガスの保管場所に立ち入り、関係者に質問することができる。

3 前二項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に呈示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(事故届)

第六十三條 第一種製造者、第二種製造者、販売業者、高圧ガスを貯蔵し、又は消費する者、容器製造業者、容器の輸入をした者その他高圧ガス又は容器を取り扱う者は、左に掲げる場合は、遅滞なく、その旨を都道府県知事又は警察官若しくは警察吏員に届け出なければならない。

一 その所有し、又は占有する高圧ガスについて災害が発生したとき。

二 その所有し、若しくは占有する高圧ガス若しくは容器又は容器証明書を喪失し、又は盗取されたとき。

2 通商産業大臣又は都道府県知事は、前項第一号の場合には、所有者又は占有者に対し、災害発生の日時、場所及び原因、高圧ガスの種類及び数量、被害の程度その他必要な事項につき報告を命ずることができる。

(現状変更の禁止)

第六十四條 何人も、高圧ガスによる災害が発生したときは、交通の

確保その他公共の利益のためやむを得ない場合を除き、通商産業大臣、都道府県知事又は警察官若しくは警察吏員の指示なく、その現状を変更してはならない。但し、第三十六條第一項の規定による措置を講ずる場合は、この限りでない。

(許可の条件)

第六十五條 第五條第一項、第六條、第十六條第一項又は第二十二條第一項の許可には、条件を附することができ。

2 前項の条件は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止を図るため必要な最少限度のものに限り、且つ、許可を受ける者に不当の義務を課することとならないものでなければならない。

(保安管理員)

第六十六條 第六十二條第一項に規定する職員の職務を行わせるために、通商産業省及び都道府県に保安管理員を置く。

(高圧ガス保安審議会)

第六十七條 通商産業省に、高圧ガス保安審議会(以下「審議会」という。)を置く。

第六十八條 審議会は、国家試験その他高圧ガスの保安に関する重要な事項について、通商産業大臣の諮問に応じて答申し、又は通商産業大臣に建議する。

第六十九條 審議会は、会長一人及び委員三十人以内で組織する。

2 会長及び委員は、関係行政機関の職員及び高圧ガスの保安に関し学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

第七十條 学識経験のある者のうちから任命された会長及び委員の任期は、六箇月とする。但し、一回に限り再任を妨げない。

第七十一條 会長及び委員は、非常勤とする。

第七十二條 前五條に定めるものの外、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

(手数料)

第七十三條 左の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内で政令で定める額の手数料を納めなければならない。

手数料を納付すべき者	金額
一 第五條第一項の許可を受けようとする者	七千円
二 第六條の許可を受けようとする者	五千円
三 第十四條第一項の許可を受けようとする者	五千円
四 第十六條第一項の許可を受けようとする者	二千円

五 第十九條第一項の許可を受けようとする者	千円
六 第二十條の完成検査を受けようとする者	三千円
七 第二十二條第一項の許可を受けようとする者	二千円
八 国家試験を受けようとする者	八百円
九 作業主任者免状と再交付を受けようとする者	二百円
十 容器検査又は容器再検査（容器検査所の登録を受けた者が行うものを除く。）を受けようとする者	一個につき 六十円 一個につき 千円に千リットルを超過するものに五 十円を加算した 額
イ 内容積五百リットル未満の容器	一個につき 六十円
ロ 内容積五百リットル以上千リットル未満の容器	一個につき 千円
ハ 内容積千リットル以上の容器	一個につき 千円に千リットルを超過するものに五 十円を加算した 額
十一 第四十五條第三項の規定による容器証明書の再交付を受けようとする者	六十円
十二 容器検査所の登録又はその更新を受けようとする者	千円

2 前項の手数料は、国家試験を受けようとする者、作業主任者免状の再交付を受けようとする者及び通商産業大臣が行う容器検査、容器再検査又は容器検査所の登録若しくはその更新を受けようとする者の納付するものについては、国库の、その他のものについては、当該都道府県（同項の表第十一号に掲げる者の納付する手数料にあつては、その容器が所在する都道府県）の収入とする。

（通商産業大臣と公安委員会との関係等）

第七十四條 通商産業大臣又は都道

府県知事は、第五條第一項、第六條若しくは第十六條第一項の許可をし、第五條第三項若しくは第二十一條第一項、第二項（第二種製造者に係る部分に限る。）、第三項若しくは第四項の規定による届出を受理し、又は第三十八條第一項の規定により許可の取消をしたときは、政令で定める区分により、その旨を都道府県公安委員会、市町村公安委員会又は特別区公安委員会に通報しなければならぬ。

2 警察官又は警察吏員は、第三十六條第二項又は第六十三條第一項

の規定による届出を受理したときは、すみやかに、その旨を当該都道府県知事に通報しなければならぬ。

（公聴会）

第七十五條 通商産業大臣は、第八條第一号若しくは第二号、第十二條第一号若しくは第二号、第十五條第一項、第十六條第二項、第二十二條第二項、第二十三條から第二十五條まで、第四十一條第一項若しくは第二項、第四十四條第三項、第四十九條第二項、第五十條第三項、第五十七條第三項又は第五十八條第三項の命令を制定しようとするときは、公聴会を開き、広く一般の意見を聞かなければならぬ。

（聴聞）

第七十六條 行政庁は、第九條、第三十條、第三十四條、第三十八條、第五十二條第四項又は第五十三條の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対して相当な期間を置いて予告した上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を與えなければならない。

（不服の申立）

第七十七條 この法律又はこの法律に基く命令の規定による行政庁の処分に対して不服のある者は、そ

の旨を記載した書面をもつて、当該行政庁に不服の申立をすることができぬ。

（決定）

第七十八條 行政庁は、前條の不服の申立があつたときは、第七十六條の例により公開の聴聞をした後、文書をもつて決定をし、その写を不服の申立をした者に送付しなければならない。

（権限の委任）

第七十九條 この法律又はこの法律に基く命令の規定により通商産業大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、他の行政機関（都道府県知事を含む。）に行わせることができる。

第六章 罰則

第八十條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第五條第一項の許可を受けな

いで高压ガスの製造をした者

二 第二十二條第一項の許可を受

けなないで高压ガスの輸入をした

者

三 第三十八條第一項の規定によ

る製造の停止の命令に違反した

者

四 第三十九條第一号の規定によ

る製造のための施設の使用の停

止の命令又は同條第二号の規定

による製造の禁止若しくは制限

に違反した者

五 第五十三條の規定による命令

に違反した者

第八十一條 左の各号の一に該当す

る者は、六月以下の懲役若しくは

三万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第六條の許可を受けなないで高

压ガスの販売の事業を営んだ者

二 第十四條第一項の許可を受け

ないで製造のための施設の位

置、構造若しくは設備の変更の

工事をし、又は製造をする高压

ガスの種類若しくは製造の方法

を変更した者

三 第十六條第一項、第二十條、

第二十八條第一項、第三十三條

第一項、第四十八條第一項若し

くは第二項、第五十一條第一項

又は第五十二條第一項の規定に

違反した者

四 第十九條第一項の許可を受け

ないで高压ガス貯蔵所の位置、

構造又は設備の変更の工事をし

た者

五 第二十六條第一項の認可を受

けなないで高压ガスの製造をした

者

六 第三十八條第一項の規定によ

る販売若しくは貯蔵の停止又は

同條第二項の規定による製造の

停止の命令に違反した者

七 第三十九條第一号の規定によ

る高压ガス貯蔵所の使用の停止

の命令、同條第二号の規定によ

る引渡、貯蔵、移動、詰替、消

費若しくは廃棄の禁止若しくは

制限又は同條第三号の規定によ

る命令に違反した者

八 第四十六條第一項、第四十九

條第三項又は第五十四條第三項

の規定による刻印若しくは表示

をせず、又は虚偽の刻印若しく

は表示をした者

九 第四十七條第二項又は第四十八條第三項の規定による裏書をせず、又は虚偽の裏書をした者

十 第五十條第四項の制限に違反した者

十一 第六十五條の條件に違反した者

第八十二條 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十一條第一項若しくは第二項、第十五條第一項、第十八條第一項、第二十三條から第二十五條まで、第三十七條、第四十四條第一項、第四十五條第二項、第四十六條第二項、第四十九條第四項又は第五十一條第二項の規定に違反した者

二 第二十二條第三項の規定による検査を受けない者

三 第四十一條第三項の規定による命令に違反した者

第八十三條 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第五條第二項若しくは第三項、第十條第二項、第十四條第三項、第十七條第二項、第二十一條、第二十八條第二項、第三十三條第二項、第四十條、第四十二條、第四十三條、第五十二條第二項、第五十七條第一項若しくは第二項、第五十八條第一項若しくは第二項、第五十九條又は第六十三條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十二條第一項若しくは第二項、第十三條、第三十六條第一

項、第四十七條第一項、第五十五條、第五十六條第二項、第五十八條第三項又は第六十四條の規定に違反した者

三 第三十條又は第五十六條第一項の規定による命令に違反した者

四 第三十五條第一項又は第六十二條第一項の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

五 第六十條の規定による帳簿の記載をせず、又は虚偽の記載をした者

六 第六十一條又は第六十三條第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

七 第六十二條第一項又は第二項の規定による質問に対し、答弁をせず、又は虚偽の答弁をした者

(罰則規定)

第八十四條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前四條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相當の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人についてはこの限りでない。

附 則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において政令で定める。但

し、第七十五條の規定は、公布の日から施行する。

2 圧縮瓦斯及液化瓦斯取締法（大正十一年法律第三十一号。以下「旧法」という。）は、廃止する。

3 旧法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、この法律中にこれに相當する規定があるときは、この法律によつてしたものとみなす。

4 この法律の施行の際、現に旧法第一條の許可を受けて貯蔵室又は貯蔵所を有している者は、第十六條第一項の許可を受けたものとみなす。

5 旧圧縮瓦斯及液化瓦斯取締法施行令（昭和十一年内務省令第二十三号。以下「旧令」という。）の規定により交付された内種機械主任者免状は、この法律の規定による第三種冷凍機械主任者免状とみなす。

6 この法律の施行の際、現に高圧ガスの製造をしている者（第五條第一項各号に掲げる者を除く）、容器的製造の事業を行つてい

る者又は第五十八條第一項に規定する事業を行つてい

る者は、第五十九條第一項及び第五十八條第一項において「事業開始の日から三十日以内に」とあり、第五條第三項において「製造開始の日から三十日以内に」とあり、並びに第四十條中「事業開始の日から三十日以内に」とある

のは、「この法律の施行後三箇月以内に」と読み替へるものとす

7 この法律の施行の際、現に旧法第一條の許可を受け、高圧ガスの製造をしている者については、この法律の施行の日から五箇月間は、第二十六條第一項の規定は、適用しない。

8 通商産業省設置法（昭和二十四年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項第二十九号中「圧縮ガス若しくは液化ガス」及び第十四條第一項第七号中「圧縮ガス及び液化ガス」を「高圧ガス」に改める。

9 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

「深川榮左エ門君登壇、拍手」

○深川榮左エ門君 只今議題となりました高圧ガス取締法案に対する当委員の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

従来より危険物としての高圧ガスの取締は、大正十一年に制定せられました圧縮ガス及び液化ガス取締法によつて運営せられて参つたのであります。が、同法によりますと、取締機關は内務省であり、而も同法は旧憲法下の立法であるため、形式的にも、実質的にも現情勢にそぐわぬので、これを全面的に改正して、高圧ガスの製造、販

売、貯蔵、移動、その他の取扱及び消費或いは容器的製造及び取扱を規制し、高圧ガスによる災害を防止し、公共の安全を確保することを目的として本法案は提出されたものであります。

次に本法案の要旨について申し上げます。その第一点は、新憲法の施行に伴う法体系の整備についてでございます。現行法である圧縮ガス及び液化ガスは、先に述べたごとく、旧憲法下の立法でございますので、全面的委任立法に近いものであり、且つ不当な行政処分に対する救済も認めていない等、法制的に不備があるのであります。本法案は新憲法に即応した法体系を整備し、取締対象、權利制限、義務設定、行政救済等を法律自身に規定しているものであります。第二点は、技術上の基準について再検討を加えているのであります。現行法制定以来の高圧ガス工業或いは容器的製造工業の進歩より見て、製造施設、製造方法の規制或いは容器的検査制度、製造作業の監督者である作業主任者の資格、その他高圧ガスの貯蔵、消費、廃棄、輸入高圧ガスの規制等について所要の規定を設けているのであります。第三点は、取締担当機關の明確化の問題であります。これについては内務省の解体、地方自治体制の確立、警察制度の改正後における取締機關としての通商産業省、都道府県及び警察のそれらの権限、所掌事務の明確を明確化して、運

八二五

官報号外 昭和二十六年五月二十四日 参議院會議録第四十五号 高圧ガス取締法案

用上の疑義をなからしめていたのであります。

本法案につきまして、当委員会におきましては、その審議に万全を期するため、関係業界の団体及び企業或いは学識経験者を参考人として出席を求め、本法案に対する意見を聴取したのであります。その結果、業界或いは学識経験者の意とするところが明確になり、本法案審議に遺憾なきを期したものであります。

次に本案に対する質疑応答でございますが、その詳細は速記録に譲るといたしまして、論点の主なるものは、第一には審議会に関する点、第二には技術基準に関するもの、第三は取締機関及びその区分についてでございます。

その他本法案と鉱山保安法或いは労働基準法との関係等にも質疑があつたのでございます。特に保安審議会については白熱的な質疑応答が政府との間に行われたのであります。その一、二の点について申し上げますと、先ず本法案第七十條の保安審議会の構成メンバーにある学識経験者の任期が六カ月であり、一回に限り再任を妨げないとして規定してあるが、再任したとしても一カ年しか構成メンバーとしての職責を果すことができない。これでは政府の意図する審議会に民間の声を反映するという立案の趣旨に反しないかとの質問でございます。これに対し、政府は差当り一年程度の任期ならば、政府の意図

する審議会運営に支障がないとの答弁がございました。その他当該審議会に關し経済的審議会なりと断定した理由について質疑がありましたところ、政府は審議会等に関する閣議決定その他の内容を引用する等、極めて懇切に説明されたのであります。当委員会全般といたしましては、参考人各位から、本法案の死命を制するものは保安審議会の活用如何にあるとの意見に全く同感であるために、本條の規定ではこれを全面的に了承できないという空気が濃厚であつたのであります。

かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、栗山委員より、政府原案第七十條の、「一回に限り」を削るの修正動議が提出せられたのであります。その理由といたしましては次の通りでございます。即ち本修正案により、審議会委員中高圧ガスの保安に對し学識経験のある者の二回以上の再任を認め、一年以上継続的に保安に關する重要事項を審議させることに法律で規定することは、民間人も含めた学識経験者の発言力を強化し、審議をして効果あらしめると同時に、責任ある態度で審議に加わることが出来る關係上、結論的には、政府も業界も意図する審議会の本来の目的を達成することができるといふのであります。

以上を以て討論を終り、先ず栗山委員提出の修正案を採決いたしましたところ、全会一致を以て可決、大い

で修正する法律案、(いずれも内閣提出)以上三案を一括して議題とすることに御異議ありませんか。

正点を除く政府原案全部を可決いたしましたところ、これも同じく全会一致を以て可決いたしましたのであります。よつて本法案は全会一致を以て修正議決すべきものと決定いたしました次第でございます。

この際特に申上げて置きたいと存じますことは、委員会における修正案は、形の上に見られたところは頗る簡單なものであります。併し内容的には、政府が立案過程において直面したいわゆる客観情勢なるものを、国会独自の立場からこれを是正したものであり、情勢の推移と相まつて、ここに意義と重要性が存するのであります。その点を特に申添えて報告を終わります。

(拍手)

○議長(佐藤寅次郎) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。委員長の報告は修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立者多数)

○議長(佐藤寅次郎) 過半数と認めます。よつて本案は委員会修正通り議決せられました。

○議長(佐藤寅次郎) この際、日程第七、保險業法の一部を改正する法律案、日程第八、外国保險事業者に関する法律の一部を改正する法律案、日程第九、船主相互保險組合法の一部を改

正する法律案、(いずれも内閣提出)以上三案を一括して議題とすることに御異議ありませんか。

正する法律案、(いずれも内閣提出)以上三案を一括して議題とすることに御異議ありませんか。

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。大蔵委員会理事大矢平次郎君。

(審査報告書は都合により附録に掲載)

保險業法の一部を改正する法律案右国会に提出する。

昭和二十六年五月十七日 内閣總理大臣 吉田 茂

保險業法の一部を改正する法律案保險業法の一部を改正する法律案保險業法(昭和十四年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「保險事業」の下に「売買、賃貸、請負其ノ他ノ契約ニ基ク債務ノ履行ニ關シ生ズルコトアルベキ債權者ノ損害ヲ填補スルコトヲ債務者ニ對シ約シ債務者ヨリ其ノ報酬ヲ收受スル事業ヲ含ム以下同ジ」を加える。

第十三條の次に次の一條を加える。

第三十六條第二項中「第七十一條第二項、」を削る。

第三十九條第一項中「第二回」を削り、同條第三項中「第二百三十九條第三項第四項、第二百四十條」を「第二百三十九條第三項第五項、第二百四十條第二項」に、「及第二百四十七條乃至第二百五十三條」を、「第二百四十七條、第二百五十八條、第二百五十條、第二百五十二條及第二百五十三條」に改める。

第四十條第二項中第四号及び第五号を次のように改める。

四 代表取締役ノ氏名

五 数人ノ代表取締役ガ共同シテ会社ヲ代表スベキコトヲ定メタルトキハ其ノ規定

第四十一條を次のように改める。

第四十一條 第五十七條及商法第二百六十六條第四項ノ規定ハ相互会社ノ發起人ニ之ヲ准用ス

第四十二條中「第五十七條乃至」を「第五十七條、第五十八條、」に、「第六十六條第二項」を「第六十六條第三項」に、「第九十六條」を「第九十五條」に改め、同條但書を削る。

第五十三條第一項中「十分ノ一」を「百分ノ三」に改める。

第五十四條及び第五十五條を次のように改める。

第五十四條 商法第二百三十條ノ二、第二百三十一條、第二百三十二條第一項第二項、第二百三十三

第三十六條第二項中「第七十一條第二項、」を削る。

第三十九條第一項中「第二回」を削り、同條第三項中「第二百三十九條第三項第四項、第二百四十條」を「第二百三十九條第三項第五項、第二百四十條第二項」に、「及第二百四十七條乃至第二百五十三條」を、「第二百四十七條、第二百五十八條、第二百五十條、第二百五十二條及第二百五十三條」に改める。

第四十條第二項中第四号及び第五号を次のように改める。

四 代表取締役ノ氏名

五 数人ノ代表取締役ガ共同シテ会社ヲ代表スベキコトヲ定メタルトキハ其ノ規定

ハ十分ノ一以上ノ社員ノ權利ノ行使」を「發行済株式ノ總數ノ百分ノ三以上ニ當ル株主若ハ百分ノ三以上ノ社員ノ權利ノ行使」に改める。

第四百四十八條中「千円」を「五万円」に改める。

第四百四十九條及び第五百十條を次のように改める。

第四百四十九條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ第三百三十八條又ハ第四百四十四條ノ二ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑ヲ科ス但シ法人又ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ノ當該違反行為ヲ防止スル為其ノ業務ニ付相當ノ注意及監督ガ盡サレタルコトノ証明アリタルトキハ其ノ法人又ハ人ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第五百十條 削除

第五百五十二條中「第二百七十條第一項若ハ第二百七十二條第一項」を「若ハ第二百七十條第一項」に、「五千円」を「三十万円」に改め、同條第九号中「罰金」を「罰金若ハ懲勞」に改め、同條第十三号中「監査書」を「監査」に改め、同條第三十二條第一項ノ後ヲ削リ、「商法第三十二條第一項ノ後ヲ削リ」の下に「第六十七條若ハ第七十七條ニ於テ準用スル商法第二百九十三條ノ五第一項ノ附屬明細書、」を加え、同條第十四号中「第九十一

條を削リ、「商法第二百八十二條第一項」の下に「若ハ第二百九十三條ノ五第一項を加える。

第五百五十二條ノ二中「千円」を「五万円」に改める。

第五百五十三條中「五千円」を「三十万円」に改める。

第五百五十四條及第五百五十五條中「千円」を「五万円」に改める。

附則

1 この法律は、商法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第六十七号）施行の日から施行する。但し、第一條の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この附則（附則第五項を除く。）において「新法」とは、この法律による改正後の保險業法をいい、「旧法」とは、この法律による改正前の保險業法をいい、附則第五項において「新保險業法」とは、この法律による改正後の保險業法をいい、「旧保險業法」とは、この法律による改正前の保險業法をいう。

3 新法は、特別の定めがある場合を除いては、この法律施行前に生じた事項にも適用する。但し、旧法によつて生じた効力を妨げない。

4 新法に於いて、触する定款の定及び契約の條項は、この法律施行の日から、その効力を失う。

5 商法の一部を改正する法律施行法（昭和二十六年法律第 号）第三

條（解散命令）の規定は、相互会社

に對する解散命令に、同法第四條（訴の提起等）についての担保」の規定は、相互会社に對する解散命令の請求並びに相互会社の發起人、取締役、監査役及び清算人に對する訴並びに相互会社の社員總會の決議の取消又は変更及び決議の無効確認の訴の提起について供すべき担保に、同法第五條（株式会社の設立）及び第九條（設立に關する責任の免除及び追及）の規定は、相互会社の設立に、同法第七條（株式会社の登記）の規定は、相互会社の登記に、同法第十六條（少數株主の總會招集の請求）の規定は、相互会社の社員總會及び清算人に、同法第十五條（監査役による臨時總會の招集）、第十七條第一項（總會の決議）及び第十九條（決議取消の訴）の規定は、相互会社の社員總會に、同法第二十二條（取締役の行為の責任）及び第二十四條（旧法第二百七十二條の請求等）の規定は、相互会社の取締役、監査役及び清算人に、同法第二十三條（取締役に對する訴及び訴の提起を請求した株主の責任）の規定は、相互会社の取締役及び監査役に、同法第二十一條第一項及び第二項（代表取締役）並びに第三十五條（附屬明細書）の規定は、相互会社の取締役及び清算人に、

同法第二十條（取締役の任期）及び第二十一條第三項（代表取締役）の規定は、相互会社の取締役に、同法第二十六條（一時取締役の職務を行うべき監査役）及び第二十七條（会社と取締役との間の訴についての会社代表）の規定は、相互会社の監査役及び清算人に、同法第二十五條（監査役の任期）及び第二十八條（監査役のした訴の提起等）の規定は、相互会社の監査役に適用する。この場合において、商法の一部を改正する法律施行法の適用規定中「新法」又は「旧法」とあるのは、本項において読み替へる場合を除く外、それぞれ「新保險業法」又は「旧保險業法」と、同法第三條中「旧法第五十八條」とあるのは「旧保險業法第四十二條」において適用する旧法第五十八條と、同法第五條中「發起人が株式の總數を引き受け、又は株主の募集に着手した場合」とあるのは「基金の總額の引受があつた場合」と、同法第十五條中「旧法第二百三十五條第二項」とあるのは「旧保險業法第五十四條において適用する旧法第二百三十五條第二項」と、同法第十六條中「旧法第二百三十七條第一項」とあるのは「旧保險業法第五十三條第一項（旧保險業法第七十七條において適用する場合を含む。）」と、「新法第二百三

十七條第一項」とあるのは「新保險業法第五十三條第一項（新保險業法第七十七條において適用する場合を含む。）」と、同法第十九條中「旧法第二百四十八條第一項」とあるのは「旧保險業法第五十四條において適用する旧保險業法第二百四十八條第一項」と、同法第二十一條第二項中「新法第二百六十一條第二項」とあるのは、「新保險業法第六十條又は第七十七條において適用する新法第二百六十一條第二項」と、同法第二十一條第三項中「旧法第八十八條第二項第九号」とあるのは「旧保險業法第四十八條第二項第九号」と、「新法第八十八條第二項第八号」とあるのは「新保險業法第四十條第二項第四号」と、同法第二十三條中「旧法第二百六十七條第一項又は第二百六十八條第一項」とあるのは「旧保險業法第五十七條第一項若しくは第五十八條第一項又は第六十一條第一項前段」と、同法第二十四條中「旧法第二百七十二條」とあるのは「旧保險業法第六十條、第六十二條又は第七十七條において適用する旧法第二百七十二條」と、同法第二十六條中「旧法第二百七十六條第一項但書、第二項及び第三項」とあるのは「旧保險業法第六十二條又は第七十七條において適用する旧法第二百七十六條第一項但

書、第二項及び第三項」と、同法第二十七條中「旧法第二百七十七條」とあるのは「旧保險業法第六十二條又は第七十七條において適用する旧法第二百七十七條第一項及び旧保險業法第五十九條（旧保險業法第七十七條において適用する場合を含む。）」と、同法第三十五條中「新法第二百九十三條ノ五」とあるのは「新保險業法第六十七條又は第七十七條において適用する新商法第二百九十三條ノ五第一項及び第三項」と読み替えるものとす。

6 この法律施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

7 この法律施行後の行為について旧法第八章の規定を適用する場合に、その規定中、「二万円」とあるのは「五十万円」とし、「五千円」とあるのは「三十万円」とし、「三千円」とあるのは「二十万円」とし、「千円」とあるのは「五万円」とする。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

外国保險事業者に関する法律の一部を改正する法律案

右

昭和三十六年五月十七日

内閣総理大臣 吉田 茂

外国保險事業者に関する法律の一部を改正する法律案

外国保險事業者に関する法律の一部を改正する法律

外国保險事業者に関する法律（昭和二十四年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第一條中「保險事業の下に」（売買、雇用、請負その他の契約に基づく債務の履行に關し生ずることあるべき債權者の損害をてん補することを債務者に対し約し、債務者よりその報酬を收受する事業を含む。以下同じ。）」を加える。

第十條第二項中「第四百七十九條第二項」を「第四百七十九條第三項」に改める。

第二十九條中「（支店閉鎖命令）」を「（營業所閉鎖命令）」に改める。

第三十三條中「第百三十五條ノ九第三項」を「第百三十五條ノ九第二項に、及び第百三十三條から第二百五條まで」を、第二百四條及び第二百五條に、（商事非訟事件の登記關係）を（商事非訟事件及び登記關係）に改める。

第三十四條中「五千円以下の罰金に處する。」を「三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。」に改める。
第三十五條第一項に次の但書を加える。

但し、法人又は人の代理人、使

用人その他の従業者の当該違反行為を防止するためその業務につき相當の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人についてはこの限りでない。

第三十六條中「五千円」を「三十万円」に改める。

附 則

1 この法律は、商法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第六十七号）施行の日から施行する。但し、第一條の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この法律施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

船主相互保險組合法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和二十六年五月十七日

内閣総理大臣 吉田 茂

船主相互保險組合法の一部を改正する法律案

船主相互保險組合法の一部を改正する法律

船主相互保險組合法（昭和二十五年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

5 五分の一以上の組合員が臨時總會を招集する必要があると認める場合において理事がないときは、その組合員は、主務大臣の認可を受けて、臨時總會の招集をすることが出来る。

第三十二條第一項中「出席した組合員の」を「半数以上の組合員が出席し、その」に改める。

第三十四條を次のように改める。

（商法の準用）

第三十四條 商法第二百三十九條第四項及び第五項並びに第二百四十四條第二項（特別利害關係人の議決權等）、第二百四十四條株主總會の議事録並びに第二百四十七條、第二百四十八條、第二百五十條、第二百五十二條及び第二百五十三條（株主總會の決議の取消又は無効）の規定は、總會に準用する。

この場合において、商法第二百四十七條第一項中「第三百四十三條」とあるのは「船主相互保險組合法第三十二條第四項」と読み替えるものとする。第三十五條第四項を同條第五項とし、同條第三項の次に次の一項を加える。

4 役員は、定款で定めるところにより、總會において、解任することが出来る。

同條の次に次の二條を加える。

（業務の執行）

第三十五條の二 組合の業務の執行

招集をすることが出来る。

八三

右御報告申し上げます。(拍手)

業法に、財産の評価及び売却純益を特別準備金として積立てることを強制している特別規定がありますので、保険会社についてはその適用を排除しようとするものであります。このほか現行法の罰則規定についても相当程度強化を図り、実情に即するよう改正いたそうとするものであります。

○議長(佐藤武君) 別に御発言もなければ、これより三案の採決をいたします。三案全部を問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立者多数)

○議長(佐藤武君) 過半数と認めます。よつて三案は可決せられました。

本日の議事日程はこれにて終了いたしました。次会の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午前十一時二十八分散会

○本日の会議に付した事件

一、新議員の紹介

一、日程第一 国有林野法案

一、日程第二 国有林野整備臨時措置法案

一、日程第三 食糧の政府買入数量の指示に関する法律案

一、日程第四 国土調査法案

一、日程第五 地方自治法の一部を改正する法律案

一、日程第六 高压ガス取締法案

一、日程第七 保険業法の一部を改正する法律案

一、日程第八 外国保険事業者に関する法律の一部を改正する法律案

以上三法律案の審議に当りましては、各委員と政府委員との間に熱心なる質疑応答が交わされたのであります。その詳細は速記録により御承知願いたいと存じます。かくて質疑を終局し、討論、採決の結果、三法律案とも全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

一、日程第九 船主相互保険組合法の一部を改正する法律案

出席者は左の通り。

議長 佐藤 尚武君

副議長 三木 治朗君

議員

結城 安次君 山川 良一君

村上 義一君 宮城タマヨ君

前田 穂君 藤森 眞治君

藤野 繁雄君 中山 福蔵君

早川 慎一君 野田 俊作君

徳川 宗敬君 伊達源一郎君

高橋 道男君 高橋龍太郎君

高瀬 莊太郎君 高木 正夫君

鈴木 直人君 杉山 昌作君

新谷寅三郎君 島村 軍次君

西郷吉之助君 高良 とみ君

小林 政夫君 小宮山常吉君

楠見 義男君 木下 辰雄君

河井 彌八君 片柳 眞吉君

加藤 正人君 加賀 操君

奥 むめお君 岡本 愛祐君

岡部 常君 尾崎 行雄君

小野 哲君 梅原 眞隆君

楠瀬 常雄君 溝淵 春次君

長島 銀蔵君 木村 守江君

宮本 邦彦君 秋山俊一郎君

高橋進太郎君 上原 正吉君

石川 榮一君 大谷 豊清君

九鬼紋十郎君 深木 六郎君

平沼彌太郎君 大矢半次郎君

城 義臣君 植竹 春彦君

岡崎 眞一君 西川基五郎君

小野 義夫君 鈴木 安孝君

寺尾 豊君 黒田 英雄君

石坂 豊一君 岩沢 忠恭君

北村 一男君 中川 幸平君

中山 壽彦君 工藤 謙男君

小杉 繁安君 中川 以良君

飯島連次郎君 伊藤 保平君

井上なつる君 赤澤 與仁君

赤木 正雄君 野田 卯一君

大野木秀次郎君 加藤 武徳君

長谷山行毅君 古池 信三君

平井 太郎君 山本 米治君

岡田 信次君 愛知 揆一君

滝井治三郎君 三好 始君

池田宇右衛門君 入交 太蔵君

島津 忠彦君 石原幹市郎君

木内キヤウ君 鈴木 恭一君

郡 祐一君 川村 松助君

竹中 七郎君 谷口弥三郎君

有馬 英二君 油井賢太郎君

山田 佐一君 西山 龜七君

堀 未治君 岡 伊能君

鈴木 強平君 西田 隆男君

大屋 晋三君 左藤 義詮君

小林 英三君 林屋龜次郎君

櫻内 辰郎君 一松 定吉君

鬼丸 義齊君 中田 吉雄君

村尾 重雄君 門田 定蔵君

清澤 俊英君 カニエ邦彦君

藤原 道子君 島 清君

加藤シヅエ君 永井純一郎君

三橋入次郎君 原 虎一君

齋 武雄君 高田なほ子君

片岡 文重君 吉川末次郎君

小林 孝平君 松浦 清一君

菊川 孝夫君 赤松 常子君

深川榮左エ門君 菊田 七平君

山田 節男君 三輪 貞治君

田中 一君 松永 義雄君

小泉 秀吉君 大隈 信幸君

前之園喜一郎君 岩木 哲夫君

岩男 仁蔵君 小笠原三三男君

吉田 法晴君 駒井 康平君

小川 久義君 境野 清雄君

羽生 三七君 江田 三郎君

大野 幸一君 曾根 益君

中村 正雄君 須藤 五郎君

岩間 正男君 桑岩 傳一君

木村晴八郎君 水橋 藤作君

玉柳 實君 鈴木 清一君

堂森 芳夫君 梅津 錦一君

電盛 壽治君 東 隆君

森 八三一君 佐多 忠隆君

岩崎正三郎君	相馬 助治君
千田 正君	三浦 辰雄君
松浦 定義君	榑 繁夫君
岡田 宗司君	小松 正雄君
堀木 鐵三君	松原 一彦君
内村 清次君	小酒井義男君
栗山 良夫君	山下 義信君
矢嶋 三義君	佐々木良作君
木下 源吾君	棚橋 小虎君
和田 博雄君	下條 恭兵君
河崎 ナツ君	上條 愛一君
森崎 隆君	

國務大臣

國務大臣 周東英雄君

政府委員

地方自治政務次官 小野 哲君
 大蔵政務次官 西川基五郎君
 農林政務次官 島村 軍次君
 通商産業政務次官 首藤 新八君

定價 一部 六円五十錢

送料実費

發行所

東京都新宿区市谷本村町

印刷 庁

電話 九段 五三一
振替東京一九〇〇 官報課